奥田抱生編

朝鮮年代記　完

合資會社 吉川弘文館發行

221.00320585

詔勅（一）

朕東洋ノ平和ヲ永遠ニ維持シ帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スルノ必要ナルヲ念ヒ又常ニ韓國カ禍亂ノ淵源タルニ顧ミ曩ニ朕ノ政府ヲシテ韓國政府ト協定セシメ韓國ヲ帝國ノ保護ノ下ニ置キ以テ禍源ヲ杜絶シ平和ヲ確保セン事ヲ期セリ爾來年ヲ經ル事四年有餘此間朕ノ政府ハ鋭意韓國ノ施政ノ改善ニ努メ其施政亦觀ルヘキモノアリト雖モ韓國ノ現制ハ尚ホ未タ治安ノ保持ヲ完ウスルニ足ラス疑懼ノ念殊ニ國內ニ充溢シ民其堵ニ安ンセス公共ノ安寧ヲ維持シ民衆ノ福利ヲ增進センカ爲メニ革新ヲ現制ニ加フルノ欽ク可カラサル

国立国会 29.2.15 図書館

ル事暸然タルニ至レリ

朕ハ韓國皇帝陛下ト與ニ此事態ニ鑑ミ韓國ヲ擧ケテ日本帝國ニ併合シ以テ時勢ノ要求ニ應スルノ已ムヲ得サルモノアルヲ念ヒ茲ニ永久ニ韓國ヲ帝國ニ併合スル事トナセリ

韓國皇帝陛下及其皇室各員ハ併合ノ後ト雖モ相當ノ優遇ヲ受クヘク民衆ハ直接朕カ綏撫ノ下ニ立チテ其康福ヲ增進スヘシ產業及貿易ハ治平ノ下ニ顯著ナル發達ヲ見ルニ至ルヘシ而シテ東洋ノ平和ハ之レニ依リテ愈々其基礎ヲ鞏固ニスヘキハ朕ノ信シテ疑ハサル所ナリ朕ハ特ニ朝鮮總督ヲ置キ之レヲシテ朕ノ命ヲ受ケ陸海軍ヲ統率シ諸般ノ政務ヲ總轄セシム百官有司克ク朕ノ意ヲ體シテ事ニ從

ヒ施設ノ緩急宜シキヲ得テ蒼生ヲシテ治平ノ慶ニ頼ラシムル事ヲ期セヨ

詔勅（二）

朕天壤無窮ノ丕基ヲ弘クシ國家非常ノ禮數ニ備ヘント欲シ前韓國皇帝ヲ册シテ王トナシ昌德宮李王ト稱ス爾後此隆錫ヲ世襲シテ以テ其宗祀ヲ奉セシメ皇太子及ヒ將來ノ世嗣ヲ王世子トシ太皇帝ヲ太王トナシ德壽宮李太王ト稱ス各自其儷匹ヲ王妃王大妃又ハ王世子妃トシ並ニ待ツニ皇族ノ禮ヲ以テシ特ニ殿下ノ敬稱ヲ用ヰシム世家立順ノ道ニ到リテハ朕ハ將ニ別ニ其軌儀ヲ定メ李家ノ子孫ヲ

シテ奕葉之レニ賴リ福利ヲ增綏シ永ク休祉ヲ亨ケシムヘシ茲ニ有衆ニ宣示シ以テ殊典ヲ昭ニス

詔勅（三）

朕惟フニ李堈及李熹ハ李王ノ懿親ニシテ令聞夙ニ彰レ槿域ノ瞻望タリ宜シク殊遇ヲ加錫シ此儀稱ヲ豐ニスヘシ茲ニ特ニ公トナシ其配匹ヲ公妃トシテ並ニ待ツニ皇族ノ禮ヲ以テシ殿下ノ敬稱ヲ用ヒシメ子孫ヲシテ此榮爵ヲ世襲シ永ク寵光ヲ亨ケシム

詔勅（四）

朕惟フニ統治ノ大權ニ依リ茲ニ始メテ治化ヲ朝鮮ニ布キテ朕カ蒼黎ヲ綏撫シ赤子ヲ躰卹スルノ意ヲ昭示スルヨリ先ナルハナシ乃チ別ニ定ムル所ニ依リ朝鮮ニ於ケル舊刑所犯ノ罪囚中行狀ノ愍諒スヘキモノニ對シ特ニ大赦ヲ行ヒ積年ノ逋租及今年ノ租稅ヲ減免シ以テ朕カ軫念スル所ヲ知悉セシム

備考

一此書專ら日韓交通を主として隨唐其他の關係は概ね省畧に隨ふ。

一韓國諸史年曆確實ならず故に我正史に據りて之を編し韓國の書中より拔萃したる者を併せ掲く。

一天皇御名の次に何年とあるは即位よりの年を計算せしなり其左に在る數字は神武天皇紀元後の年數なり。

一神代檀君箕子三韓等の記事は參考の爲め之を卷首に掲く他は各條の下に詳かなり。

一聘使の姓名は王及王子來朝の外は之を略す。

神代	素盞嗚尊子五十猛神を携へ新羅に降り曾尸茂梨（ソシモリ）に居ます尊曰く韓鄕の嶋は金銀あり吾兒に治めしむる國に浮寶あらざる可からずと杉檜樟等の種を播し日本に歸り賜ふ曾尸茂梨は牛頭なり尊を牛頭天王と云ふも五十猛神を韓神と稱するも皆此緣なりといふ
檀君	支那唐堯の世神人太白山檀木の下に降る之を神市在世理と云ふ其化生の子檀君戊戌の歲位に即き國を朝鮮と號し平壤に都す一說に太白山に降りたるは桓因の子桓雄なりといふ桓因は神伊弉諾桓雄は神素盞男檀君の音太祈即ち五十猛神なりと市在素盞音相似たり
箕子	周の末箕子殷を避け五千人を率ひて來り平壤に都す國を朝鮮と號す秦漢の際末孫箕準燕の亡命衛滿の亡す所となり馬韓に入り武康王と稱す
三韓	辨韓又は辨辰又卞韓と稱す馬韓辰韓と同時に存在せしも年曆の傳ふ可きなし

孝元二年 四四八	秦長城を築きて遼東に至る朝鮮王箕否服従す
崇神十一年 五七四	意富加羅(オホカラ)國王子都怒我阿羅斯等至る十二年の詔に異俗譯を重ねて來るの語あり此頃より外交漸く始まりしならん
同四十一年 六〇四	此頃日本人朝鮮の地に入りて國政に關かるもの稍多し朴赫居正辰韓の故地によりて國を開く新羅是なり三韓中新羅國を建つる事最早し居正の後南解儒理を經て昔脫解位を繼ぐ
同六十五年 六二八	七月任那蘇那曷叱智朝貢す鎮將を乞ふ天皇鹽乘津彥を遣はす是より先き天皇の六十年高勾麗の始祖朱蒙古朝鮮の地に據り王と稱す朴赫居正の新羅王となりてより二十一年の後なり
垂仁二年 六三三	任那の蘇那曷叱智國に歸る天皇赤絹一百疋を任那王に賜ふ新羅人之を道に奪ふ一說に天皇の三年先きに日本に來りたる都怒我阿羅斯等任那に歸る天皇先帝の御名御間城に取りて國を任那(ミマナ)と改めしむ都怒我阿羅斯等一名于斯岐阿利叱智于岐(ウシキアリシチカンキ)と云ふ

同三年 六三四	三月新羅王子天日槍(アメノヒボコ)來歸す七種の神寶を持來る後但馬に住す天日槍七種の寶は羽太(ハフト)玉一足高玉一鵜鹿々(ウカカ)赤石(アカシ)玉一出石(イツシ)小刀一出石桙一日鏡一熊神籬一なり
同七十二年 七〇二	任那は金首露以前より存在せしものゝ如く其前は新羅に屬せしにや始祖を伊珍阿豉(チ)と云ふ金首露駕洛九村を領し國を伽耶と云ふ五伽耶あり其內の大伽耶は所謂任那なり駕洛は十王四百九十一年にして亡ふ任那は十六王五百二十年にして亡ふ
同九十四年 七二五	新羅の昔脫解尼師今國を鷄林と改む日本人瓠公を以て大輔となす瓠公は瓠を腰に繫く故に此稱あり脫解は多波那國の人賢なり故に位を嗣く一說に多波那國は但馬の國なりと
成務二十七年 八一七	是歲新羅人迎烏我の一島に來る
仲哀八年 八五九	百濟功滿王歸化して珍寶數種を献す

同九年 八六〇	十月神功皇后新羅を征す其王婆娑寐尼師今降る其臣を質とし毎年貢船八十艘を出す事を誓ふ高麗百濟相次きて欵を納る
神功攝政五年 八六五	新羅王汙禮斯伐等を遣し其質微叱許智を奪ひ還へす葛城襲津彦汙禮斯伐等を斬り新羅に入り草羅城を陷る新羅の俘を大和に分置し綾を織らしむ之を漢人と云ふ
同四十六年 九〇六	斯摩宿禰任那の別種なる卓淳國に使す宿禰其從者と卓淳の人過去を遣はし百濟王を勞す王寶物を献す
同四十七年 九〇七	百濟其臣久氐等を使として珍奇の貨を貢す新羅途に之を要し貢を易へて献せしむ天皇千熊長彦を遣し罪を新羅に問ふ
同四十九年 九〇九	荒田別鹿我別を將とし新羅を征す百濟の王及先きに新羅に使する所の千熊長彦久氐亦來り會す新羅の七國を平定す
同五十一年 九一一	久氐又來貢す長彦をして之を送らしむ

同六十二年 九二二	新羅貢せす襲津彦をして之を討たしむ襲津彦返つて加羅を討加羅王の姉來りて天皇に訴ふ去年新羅王沾解薨す先王の婿金味鄒立つ命閼智の裔孫なり
應神三年 九三二	百濟貢せす紀角平群木菟を遣し之を譴む國人王辰斯を殺して謝す角等小子阿花を立てゝ歸る
同七年 九三六	九月高勾麗百濟任那新羅並ひ貢す武内宿禰諸蕃を役し池を大和に鑿つ韓人の池是なり
同八年 九三七	百濟王阿花の無禮を責め其邑を削る王子直支來り謝す
同十四年 九四三	百濟衣縫の女を貢す大和高市郡衣縫の始祖なり
同十五年 九四四	百濟王其子阿直岐を遣し良馬二疋を貢す皇太子稚郎子之に經典を學ふ王子王仁を薦む荒田別を百濟に遣し之を徵す

同 十六年 九四五

王仁來朝し論語十卷千字文一卷を献す稚郎子從つて學ふ我朝儒學の始なり百濟阿花王薨す天皇直支を國に返し位を嗣がしめ先に創る所の內三城を賜ふ襲津彦新羅に使して還らす天皇平群木菟的戸宿禰に新羅を討たしむ

同 二十年 九四九

阿知使主其子都加使主並己の黨類十七縣を率て來歸す

同 二十五年 九五四

百濟直支王薨す子久爾辛立つ年幼大倭木滿致國政を執り淫虐甚し天皇之を召す

同 二十八年 九五七

九月高麗王の使朝貢す表文無禮なり稚郎子高麗の使を責め表文を破る

同 三十一年 九六〇

新羅の使誤つて我國の船を燒く王恐れて船工を貢す

同 三十七年 九六六

二月阿知使主を遣し高麗を介して吳に至らしめ兄媛弟媛吳織(クレハトリ)穴織(アナハトリ)の四工女を以て歸る四十一年日本に着す

同 三十九年 九六八

二月百濟直支王其妹新齊都媛を遣はし仕へしむ七女之に媵す

仁德 十二年 九八四

高麗鐵盾鐵的を献す天皇客を享し之を射せしむ盾人宿禰之を洞す名を的戸田宿禰と賜ふ去年新羅入貢す茨田(マンダ)の池を掘らしむ

同 十七年 九八九

新羅貢せす砥田宿禰賢遺臣をして其罪を問はしむ恐れて絹一千四百六十疋及雜物八十艘を献す

同 四十一年 一〇一三

紀角宿禰を百濟に遣し始て國郡の壃埸を分ち具さに鄉土の出す所を錄す王孫酒君無禮なり王懼れて鐵鎖を以て之を縛し襲津彦に附して之を進上す

同 四十三年 一〇一五

倶知鷹を捕ふ酒君に命して之を飼はしむ甫めて鷹甘部を定む

同五十三年 一〇二五	新羅貢を闕く田道を遣り之を討つ計を以て之を敗り四邑の民を擒にして歸る
同五十八年 一〇三〇	吳國高麗と共に朝貢す天皇の六十二年百濟近肖古王使を晉に遣し方物を献す六十九年新羅奈勿王使を晉に遣す
反正三年 一〇六八	兵を對馬に練り將に新羅を襲はんとす新羅亦遊襲を計る
允恭三年 一〇七四	天皇不豫醫を求む醫新羅より至る病愈ゆ厚賞して之を歸へす天皇の十八年百濟蓋鹵王立つ慕尼(ムニ)夫人の女適稽女郎を貢進す
同四十二年 一一一三	新羅天皇の崩御を聞驚きて貢船八十艘及樂人八十を遣し對馬筑紫等にて哭し難波に至り樂を張りて哭泣歌舞し殯宮に參會す新羅人耳無亂傍諸山を愛す葬畢りて歸る時山傍を過き亂傍はやと稱す訛してウネメと云ふ邦人其采女に通ずるを疑ひ捕へて之を詰す是より新羅恨みて貢船を減す

雄略五年 一一二一	百濟王加須利君(蓋鹵王)弟軍君を遣し天皇に侍せしむ天皇二年百濟の池津姬を焚殺す
同七年 一一二三	天皇吉備田狹を任那の國司と爲し竊に其妻を納る田狹怒りて任那に擄りて反し其子弟君を百濟に擄らしむ弟君の妻樟媛弟君を殺す此年陶部鞍部畫部錦部等を百濟より徵す
同八年 一一二四	新羅貢を日本に納れさる事八年なり日本を恐れ戍兵を高麗に請ふ高麗隨て之を討たんとす新羅我膳臣班鳩吉備小梨難波赤目の援を得て高麗を敗る是より二國相讎す
同九年 一一二五	新羅反服常なし天皇之を征せんとす果さす紀小弓等を遣し之を討つ諸將和せすして事を敗る小弓軍中に死す
同十四年 一一三〇	吳の國の使手末才伎(テヒト)漢織吳織及衣縫等を献す檜隈野に置き吳原と稱す吳使を饗す
同十九年 一一三五	冬高麗百濟を亡す遺衆倉下にあり高麗の諸將之を除んとす王曰く百濟は日本の官家にして其王嘗て天皇に仕へり不可なりとて是を止む明年(二十)天皇蓋鹵王の弟汶洲(モンス)王に久麻那利の地を賜ふて遺衆を撫せしむ

同二十三年	一一三九	四月百濟文斤王薨す天皇昆支王第二子末多に兵杖を賜ひ筑紫の兵五百人をして國に送らしむ之を東城王と爲す此歳同國の調賦常例に越ゆ筑紫安致臣馬飼臣等舟師を率ひて高麗を討つ吉備臣尾代に新羅を討たしむ果さす
顯宗三年	一一四七	紀大磐宿禰任那に據り三韓に王たらんとす任那人の計を用ひ百濟の適莫爾解を殺す百濟王之を攻む大磐宿禰事の濟らさるを知り任那より歸る
仁賢六年	一一五三	日鷹吉士を高麗に遣りて巧手者を召す
武烈四年	一一六二	百濟末多王無道なり國人昆支王(軍君)の長子嶋君を立つ
同六年	一一六四	十月百濟麻那君を遣はす天皇其久しく進貢せさるを以て之を留む

繼體三年	一一六九	使を百濟に遣はし百濟亡命の民の任那に在る者を百濟に貫せしむ
同六年	一一七二	穗積臣押山を百濟に遣り馬四十疋を賜ふ十二月百濟貢す別に表して任那の四邑を賜はん事を乞ふ之を與ふ或は云ふ大伴大連金村穗積臣押山百濟の賂を受けたるによると
同七年	一一七三	六月百濟二將を穗積臣押山に副へ五經博士段揚爾を貢し伴跛國の其已汶の地を奪へる事を訴ふ明年(八年)伴跛城を築き烽を置きて日本に備へ更に新羅に逼る
同九年	一一七五	物部連を百濟の使に副へて彼地に至らしむ物部連舟師五百を率ひ帶沙江に至り伴跛の破る所となる
同十年		百濟の使已汶の地を賜ふを謝す五經博士漢安茂を貢し段揚爾に代らしむ百濟高麗の使と共に來朝す
同十七年	一一八三	五月百濟武寧王薨す明年太子明立つ

同廿一年 一一八七	六月近江毛野任那に行き新羅を攻めんとす新羅恐れて筑紫の岩井に通し事を擧けしむ明年十一月物部大連麁鹿火勅を奉し岩井と戰ひ之を斬る
同廿三年 一一八九	百濟に加羅の地多沙津を賜ふ其請によるなり加羅王我を怨み終に新羅に結ふ任那王來朝す新羅女を加羅王に嫁す後隙を生す
同廿四年 一一九〇	毛野臣任那に在り節制を誤る新羅百濟兵を動すに至る天皇之を召し返す途に死す
安閑元年 一一九一	百濟の使來りて表を奉り貢を献す天皇の三年伽耶國新羅の併す所となる
宣化二年 一一九七	冬十月天皇新羅の任那に寇するを以て大伴磐と狹手彦とを遣はし任那を助く磐筑紫に留り三韓に備へ狹手彦往きて任那を鎭し百濟を救ふ
欽明元年	百濟人巳知部歸化す八月高麗百濟新羅任那並に貢献す此歲秦人の歸化するもの七千五百三戸あり九月天皇難波に幸し幾許の兵を以て新羅を征す可きかを問ふ群臣繼體天皇の世任那の四邑を百濟に與へ新

一二〇〇	羅を怒らしめたるを以て少き兵にては可ならさる旨を答ふ此時新羅二十世の王智大路法度を制し地を開き勢甚盛なり
同四年 一二〇三	津守連を百濟に遣り任那の興復を計らしむ百濟王屢會して之を計る偶任那の河內直新羅に通す故に事濟らす後屢使を日本に遣り任那官人等と計る皆事に托して至らす十二月肅愼の人一船に乗り來りて佐渡に掩留す
同六年 一二〇五	膳臣巴提便(ハテヒ)を百濟に遣す王丈六佛像を造り天皇の福祐を祈る高麗亂る
同七年 一二〇六	百濟使人歸る良馬七十船十隻を賜ふ高麗又亂る
同八年 一二〇七	百濟援軍を請ふ

年	紀元	事項
同九年	一二〇八	百濟王表して曰く曩に高麗の我を討つは安羅及ひ日本府の誘し所なりと天皇慰諭して之を遣る冬三百七十人を遣し城を百濟に築く
同十一年	一二一〇	百濟に矢三十具を賜ふ百濟狛虜丁口を献す
同十二年	一二一一	麥種一千斛を百濟王に賜ふ百濟聖明王衆及ひ任那新羅の兵を卒ひ高麗を討ち漢城を得又進んで平壤を討ち六郡を復す
同十三年	一二一二	百濟王奏して曰く高麗新羅と臣の國及任那を攻んとす請ふ援を賜へと百濟王佛像幡蓋經論等を献す
同十四年	一二一三	百濟の使に良馬二匹船二隻弓五十張箭五十具を賜ひ並に醫易暦の諸博士伶人と卜書暦本種々の藥物を送らしむ百濟王子餘昌大に高麗の兵を敗る
同十五年	一二一四	十一月百濟博士僧暦書等を貢す餘昌王新羅を攻む聖明王自ら往きて之を勞す新羅大に兵を出し聖明王を殺し餘昌を圍む筑紫造箭を放つ雨の如し依て免るゝを得たり
同十六年	一二一五	百濟王子餘昌王子惠を遣して聖明王の賊の爲めに殺されし事を告く
同十七年	一二一六	王子惠國に歸る兵杖良馬を賜ひ舟師を出して之を送る筑紫の大君勇士一千を卒ひ彌氏に送る因て津路要害の地を守らしむ
同廿一年	一二二〇	新羅使至る饗禮常に過く使者大に喜ふ曰く請ふ良家の子を差して使と爲さん卑賤を使と爲す可らすと
同二十二年	一二二一	新濟又貢す饗禮を減し百濟の下に列せしむ怒りて去る
同二十三年	一二二二	正月新羅任那官家を滅す七月新羅の使貢す任那を亡すを恥留て國に歸らす七月紀男麻呂を遣し新羅を征す我軍計洩れ敵の陷る所と爲る占士伊企儺敵を罵て死す八月大伴連狹手彦兵數萬を領し高麗を伐つ王墻を越へて逃る珍寶織帷鉄屋等を得て歸る

同二十六年	一二二五	高麗人歸化す
同三十一年	一二三〇	高麗の使を相樂館に饗す
同三十二年	一二三一	天皇崩するに臨み皇太子に遺命するに新羅を伐ち任那を復するを以てす
敏達元年	一二三二	曩に館する所の高麗の使者を延き表文を受く諸臣解する者無し船史王辰爾之を讀む之を賞す
同三年	一二三四	高麗新羅の使來る
同四年	一二三五	百濟の進貢例年よりも多し天皇新羅未だ任那を建てさるを以て皇子及大臣に詔して怠る事なからしむ 此年使を新羅任那百濟に遣はす

同六年	一二三七	百濟還使大別王に附して經論若干律師禪師比丘尼咒禁師造佛工造寺工六人を獻す難波の大別王寺に安置す
同八年	一二三九	新羅朝貢並に佛像を獻す明年又獻す之を退く十一年進貢又之を退く
同十二年	一二四三	詔して曰く先皇の世新羅我内官家(任那)を亡す先皇之を復せんとして果さす今葦北の國造阿利斯登の子達率日羅は勇にして賢なり朕之と計らんと日羅召に應して來朝し聖旨に答ふる所あり百濟の使國の隱事を告くるを恐れ之を謀殺す
同十三年	一二四四	難波の吉士木蓮子を新羅に遣す途に任那に行く
同十四年	一二四五	天皇任那を復せんとす依て坂田耳子王を遣さんとす瘡を患ひて果さす

用明二年	一二四七	百濟朝貢す
崇峻元年	一二四八	百濟寺工鑪盤博士瓦博士畫工等を貢す善信尼等を百濟に遣りて學問せしむ
同三年	一二五〇	學問の尼善信等百濟より歸る
同四年	一二五一	八月天皇詔す朕先朝の遺志を繼ぎ任那を興復せんと群臣皆之を賛す十一月に至り紀男麻呂臣巨勢比羅夫をして兵を筑紫に屯し吉士金を新羅に吉士木蓮子を任那に遣りて視察せしむ
推古三年	一二五五	高麗の僧惠慈歸化す百濟慧聰又來る七月將軍等筑紫より來る
同五年	一二五七	百濟王其子阿佐をして來貢せしむ吉士磐金を新羅に使せしむ明年新羅孔雀を貢す

同七年	一二五九	百濟駱駝驢羊白雉等を貢す
同八年	一二六〇	天皇新羅任那と相攻むるを聞き境部臣穗積臣に萬余衆を將て任那を援はしむ新羅王白旗を擧け六城を割て服せん事を請ふ難波吉士神を新羅に難波吉士木蓮子を任那に遣り事狀を檢校せしむ新羅任那二國使を遣し朝貢す表に曰く天上に神あり地に天皇あり云々
同九年	一二六一	大伴連囓(クヒ)を高麗に坂本臣糠手を百濟に遣し急に任那を救はしむ九月新羅の間諜を捕へ上野に流す
同十年	一二六二	擊新羅將軍來目皇子に二萬五千人を帥ひ新羅を討たしむ病に臥して果さす百濟の僧觀勒來る曆本天文地理遁甲方術の書を貢す
同十一年	一二六三	來目皇子薨す當麻皇子を征新羅將軍と爲す偶皇子の妃薨す即途より歸る

同十三年 一二六	高麗大興王天皇佛像を造るを聞き黄金三百両を献す
同十六年 一二六八	小野妹子唐より歸る唐使斐世清隨つて來る妹子云ふ唐帝の書は途中百濟人の爲めに掠めらると諸臣之を罪せんと請ふ天皇之を赦す
同十七年 一二六九	百濟の漂流者を國に送り還す
同十八年 一二七〇	高麗王僧曇徵法定を貢す徵五經を知り彩色紙墨碾磑を造る事を知る新羅任那の使來る
同二十年 一二七二	百濟化來の者面身斑白其異を惡んで海嶋に棄つ其人曰く白斑牛馬國中に畜ふ可からさるかと之をして須彌及吳橋を南庭に造らしむ百濟味摩之歸化す伎樂を敎ふ
同二十三年 一二七五	百濟使來朝す之を饗す

同二十四年 一二七六	新羅佛像を貢す
同二十六年 一二七八	高麗入貢す隋の俘虜及土物等を献す
同二十九年 一二八一	新羅使入貢並に表を奉る
同三十一年 一二八三	新羅佛像金塔等を献す新羅任那を討つ使を遣り之を問ふ更に大軍を發す新羅服す
同三十三年 一二八五	高麗王僧惠灌を貢す
舒明二年 一二九〇	高麗百濟朝貢す此頃新羅に善徳眞徳等の女主あり

同四年 一二九二	新羅使唐使高表仁に從つて來る
同七年 一二九五	百濟の客を朝に饗す
同十年 一二九八	百濟新羅任那並に朝貢す
同十一年 一二九九	大唐學問の僧惠隱惠雲新羅送使に從つて京に入る
同十二年 一三〇〇	百濟新羅朝貢す
皇極元年 一三〇二	百濟弔使至る高麗の使又至る新羅騰極使弔喪使至る百濟大使を蘇家大臣の家に饗す天皇召して射獵を觀せしむ

同二年 一三〇三	百濟の使船着す貢物足らす之を責む使者謝して之を補ふ高勾麗來貢す
大化元年 一三〇五	新羅高麗百濟並に入貢す百濟任那の調使を兼ぬ物件足らす巨勢德太古をして之を責めしむ尋て東人及馬飼の造を任那に遣し物產を檢せしむ
同二年 一三〇六	高向玄理新羅に至り質を徵す任那の調貢を止む
同三年 一三〇七	十二月新羅眞德女王詔を奉し金春秋を質と爲す玄理と共に來る
同四年 一三〇八	二月學問僧を三韓に遣す新羅入貢す三輪色夫掃部角麿を新羅に遣す金多遂來りて金春秋に代る
白雉元年 一三一〇	漢直縣白髮部連鐙等に百濟船二艘を安藝に造らしむ

同二年 一三一一	新羅朝貢す使者唐服を着す朝議入京を禁し其使を還す
同四年 一三一三	新羅百濟入貢す
同五年 一三一四	十月孝德天皇崩す十二月三韓吊使來る
齊明元年 一三一五	百濟新羅朝貢す新羅別に彌武を留めて質とす尋て病死す
同二年 一三一六	高勾麗大使及副使來る新羅百濟亦朝貢す膳葉積を遣高勾麗大使坂合部磐鍬を副使とし往て報せしむ
同五年 一三一九	高勾麗入貢す

同六年 一三二〇	五月高勾麗入貢す百濟難あり王子豐璋を迎へて王と爲すを請ふ之を許す
同七年 一三二一	天皇百濟を救はんと欲し舟師を率て西征し朝倉橘廣庭宮に居る津守吉祥唐より歸り耽羅に漂着す王其子阿波伎等九人を付して送り並に方物を献ず
天智元年 一三二二	八月阿曇比羅夫に舟師百七十艘を帥ひ百濟を救ひ兵杖五穀を給せしむ兵五千を以て豐璋を百濟に送る唐兵高勾麗を攻む之を救ふ此歲正月百濟佐平鬼室福信に矢十萬侯絲五百斤綿一千斤布一千端韋一千張稻種千石を賜ひ王に布三百端を賜ふ鬼室福信に金策を與ふ百濟都を避城に移す
同二年 一三二三	新羅百濟の四州を燒く避城の敵に近きを以て移りて州柔（ツス）に居る六月豐璋福信を殺す八月新羅州柔を攻む九月百濟唐及新羅の亡す所となる豐璋高麗に走る
同三年 一三二四	百濟善光王等を難波に居く百濟鎭將劉仁願郭務悰を遣し土物を献ず

同四年 一三二五	百濟佐平福信を追賞し鬼室集斯に小錦下を與ふ耽羅來朝す
同五年 一三二六	耽羅王子始如來貢す高麗來貢す
同六年 一三二七	齊明天皇と間人皇女を合葬す高麗百濟新羅の使道に哭す耽羅來貢す高麗大兄男生唐に奔り其國を危くせんとす
同七年 一三二八	百濟末都師父等入貢す七月高麗の使進調す新羅の使に舟を賜ふ十月唐兵高麗を亡す沙門道行熱田草薙の劍を盜み新羅に向ふ道に捕へらる
同八年 一三二九	耽羅新羅入貢す
同九年 一三三〇	百濟高麗入貢す新羅水牛山鷄を献す

同十年 一三三一	新羅王子に絹絁韋等の物を賜ふ
弘文元年 一三三二	高勾麗朝貢す新羅入貢す之を筑紫に饗す
天武元年 一三三三	閏六月耽羅王子久麻伎都羅宇麻來貢し與て天智天皇の喪を吊す帝新に即位す故に其入京を許さす耽羅王子に爵位を賜ふ此月新羅賀登極使吊喪使來る吊喪使を筑紫より放還す高勾麗來貢す二月新羅來貢す三月高勾麗大兄富于來貢す皆是を筑紫に饗し物を賜ふ報聘大使を新羅に遣す八月耽羅王子麻伎來貢す其王姑如亦尋て來朝す
同四年 一三三六	七月耽羅士父子歸る船一隻を賜ふ十月大使を新麗に遣す十一月新羅使來貢肅愼の人七人從ひ來る高勾麗來朝す
同五年 一三三七	耽羅王子都羅來朝す

年	皇紀	事項
同六年	一三三八	新羅使血鹿島に漂流す入貢使と共に還す冬新羅入貢與に遇ふて船舶四散す着する者敷人に過ぎず
同七年	一三三九	高勾麗來貢す新羅入貢金銀旗を皇后太子に献す使を耽羅に遣す
同八年	一三四〇	高勾麗新羅入貢す是歳高麗の遺臣十九人歸る齊明天皇の朝に來り其國亂に遇ひ滯留せしもの
同九年	一三四一	大使を新羅高勾麗に遣す高勾麗國亡ふと雖とも遺族連年進貢す故に之に報るなり三韓歸化の民役を復す新羅使入貢其國喪を告く
同十年	一三四二	高句麗卜部助有卦來りて方物を献す遺族歳貢是より絶ゆ
同十一年	一三四三	新羅使來貢す

年	皇紀	事項
同十二年	一三四四	四月大使を新羅に遣す五月大使を高句麗に遣す十月大使を耽羅に遣す是歳歸化の僧俗廿三人を武藏に居らしむ
同十三年	一三四五	新羅細馬騾大狗鏤金器金銀霞錦綾羅虎豹皮藥物百餘種を献す其使智祥健勳金銀綫羅金器屏風鞍皮絹布藥物等を献す
皇后稱制二年	一三四八	國喪を新羅に訃く九月新羅王子金霜林來貢太宰府國喪を告ぐ使者素服東向して拜禮す詔して筑紫に饗す
同三年	一三四九	耽羅朝貢す筑紫に饗す
同四年	一三五〇	新羅入貢す之を卻く去年田中法麻呂彼地に使す王禮を降して之を見る法麻呂勅を宣へすして歸る故に誡しめて之を返すなり
持統元年	一三五一	歸化高句麗人五十六を常陸に新羅人十四を下野に置く太宰府献ずる處の歸化新羅人二十二を武藏に置く

同三年 一三五三	四月新羅の僧明聰觀智等歸化す新羅入貢す其調する所の者を分ち伊勢住吉等の五社に献す
同四年 一三五四	新羅の使王の薨去を告ぐ使を遣して賻を賜ふ新羅人五十歸化す
同五年 一三五五	耽羅王子入貢す後新羅の併す所となり貢絶ゆ
同六年 一三五六	新羅王子金貞琳國政を奏し貢を奉る小野毛野を新羅に遣はす
文武元年 一三五七	新羅入貢す
同四年 一三六〇	大使を新羅に遣す新羅王金所毛等を遣し母の喪を告ぐ所毛死す恤みて賻を賜ふ

大寶三年 一三六三	新羅使來りて國喪を告ぐ使者を饗し大使を遣はして王の喪を吊す
慶雲元年 一三六四	使を新羅に遣す
同二年 一三六五	新羅貢調使至る大將軍紀古麻呂に騎兵を率ひ之を筑紫に迎へしむ
同三年 一三六六	新羅賀正使歸る勅書土宜を賜ふ新羅の調を伊勢神宮及七道の神社に献す大使を新羅に遣し朝貢の不斷を嘉みす
和銅二年 一三六九	新羅使を朝堂に饗す宴罷んで藤原不比等使者を延見す使者喜ふ使者歸る時王に絹布を賜ふ下道の首名(オトナ)新羅に使す七月新羅朝貢使又至る
靈龜元年 一三七五	新羅人七十四戸を美濃に貫し席田郡を置く

同二年	一三七六	高勾麗人千七百九十を武藏に遷し高麗郡を置く
養老元年	一三七七	高勾麗百濟二國人難を避けて歸化する者終身之を給す
同二年	一三七八	小野馬養遣新羅大使に任す
同三年	一三七九	新羅調貢使來る白猪廣成を新羅に遣す
同五年	一三八一	新羅調貢の使來る上皇の崩するに遇ひ入京を許されずして國に歸る
同六年	一三八二	津生沼麻呂新羅に使す

同七年	一三八三	新羅大使朝貢す
神龜元年	一三八四	土師豐麻呂を新羅に遣す
同三年	一三八六	新羅貢使來る歸るに及び金順貞の死を弔し絁綿を賜ふ順貞政を執り善く境を治め我に勤勞ありしに因る
同四年	一三八七	渤海の使來貢す高勾麗亡びて後遼東に興起せし國なり
同五年	一三八八	引田虫麻呂を送渤海客使とす
天平三年	一三九一	角家主を新羅に遣す新羅使來りて進貢の期を緩ふせんと請ふ詔して三年一貢の制を定む

同七年 一三九五	新羅貢す王城王と稱す多治比縣守をして其私に國號を改むるを責めしめ其貢を卻く
同八年 一三九六	大使安倍幾麻呂を新羅に遣す
同九年 一三九七	新羅詔命を奉せす六位以上に諮る征討を言ふ者多し伊勢住吉香推の諸社に來幣して新羅の不臣を告ぐ
同十年 一三九八	新羅の使至る大宰府に勅して追ひ返す
同十一年 一三九九	渤海の使來る
同十二年 一四〇〇	紀必登を遣新羅大使に任す

同十四年 一四〇二	新羅朝貢す新京未だ成らさるを以て入朝を許さす之を太宰府に饗して放還す
同十五年 一四〇三	新羅の使筑前に至る多治比土佐葛井廣成に往て之を檢せしむ貢調を土毛と稱し舊數に違へり故に之を卻く
天平勝寶四年 一四一二	山口人麻呂を遣新羅大使とす六月新羅王子金泰廉等入朝して罪を謝す
同五年 一四一三	大使小野田守等を新羅に遣す新羅禮を失す田守詔を宣へすして歸る
天平寶字元年 一四一七	是歲三韓歸化の民の請に依りて姓を賜ふ
同二年 一四一八	太宰帥船親王を香推に遣し新羅を討つを告く諸國に詔して戰艦五百を造らしむ

同三年 一四一九	渤海の使來る太宰府に勅し行軍式を造らしむ是歲新羅歸化の沙門三十二人尼二人男十九人女二十一人を武藏に置く新羅郡の名あり
同四年 一四二〇	新羅金貞卷學語生二人と來朝す惡美朝獨をして前約に違ひ小野田守を辱しめしを譴め之を放還す
同五年 一四二一	美濃武藏二國の年少に新羅語を學はしめ百濟敬福を南海道吉備眞備を西海道惡美朝獨を東海道節度使に任し船三百九十四兵四萬餘を點し騎射陣法を習ひ兵器を造しらむ
同六年 一四二二	伊勢香推二廟に奉幣し新羅を伐たんとするを告く
同七年 一四二三	新羅使來る後來王子又は執政を朝貢使に充つ可きを命し之を放還す
同八年 一四二四	紀牛養を遣り新羅の兵備を察せしむ曰く唐に備ふるなりと征新羅の議久しからすして止む佛法内に盛んにして士夫恬安を欲するに因るか

神護景雲二年 一四二八	新羅人百九十三歸化す共上野に住する者に吉井連の姓を賜ふ
同三年 一四二九	左右大臣以下に綿を賜ひ新羅貢調の物を買はしむ新羅使清河仲麻呂の書を齎して至る且土毛を献す其貢物と稱せさるを詰り其入京を許さす物を賜ふて放還す
寶龜三年 一四三二	渤海使來る表文禮なきを以て之を卻く明年又來る亦之を卻く
同五年 一四三四	新羅使入朝す紀廣純を遣はして之を問ふ新羅舊例を變し其辭を改む廣純勅を奉して之を逐ふ新羅使海上三狩の彼國に漂着せしを送り來る其入京を許す
同六年 一四三五	新羅使稱す彼國奸臣事を執り聖朝世々の皇化に反く王令調貢し遣唐判官三狩を送らしむと天皇曰遠路三狩を送りし功を嘉みし入京を許せしのみ向後舊制に反く者は放還すへしと
同七年 一四三六	渤海貢使來る途中風浪に遭ひ死する者多し明年又來る

同十年 一四三九	渤海使來る渤海鉄利人三百九十五口を出羽に置く明年新羅使來貢す
延暦五年 一四四六	渤海來貢す十五年又來る
同十六年 一四五七	詔して曰く百濟王我朝に臣事し物を献し士を貢す之れ文教の蔚然として起る所以なり既にして新羅に虐せられ仁に歸し我士庶と爲る其忠誠を嘉し永く課税を蠲かんと
同十七年 一四五八	使を渤海に遣す渤海の使來貢す
同十八年 一四五九	大伴峯麿を遣新羅使とす
同廿三年 一四六四	遣新羅使を廢す新羅臣服せさるを以てなり

大同四年 一四六九	渤海使來貢す弘仁元年又來る
弘仁二年 一四七一	新羅の賊船二十餘對馬に寇す五人を斬り四人を囚す長門石見出雲の諸國に海防を嚴にせしむ
同四年 一四七三	去年新羅人漂着す今年肥前小近嶋に至り百余人を殺傷す對馬の史生を止め譯語一人を置く言語通せす爭端を開くを以てなり
同五年 一四七四	新羅王子の入貢するもの渤海の例に準し入京せしめ其他の諸國は資を給して之を放還す新羅復至らす新羅二十七人歸化す後屢歸化す高勾麗百濟等の遺民ならん
同十年 一四七九	渤海使來貢す
同十一年 一四八〇	遠江駿河の歸化新羅人亂を爲す相摸武藏等七州の兵を發して之を平ぐ

同十二年 一四八一	渤海使來貢す明年新羅人四十歸化す
同十四年 一四八三	加賀國渤海使の入貢を報す
天長二年 一四八五	渤海使來貢す五年又至る
承和元年 一四九四	新羅人筑紫に至る海濱の民射て之を傷く射者を罪し醫をして之を療せしめ糧を給して放還す
同二年 一四九五	壹岐島民三百三十人に兵器を與へ新羅に備へしむ大政官の奏に因るなり
同九年 一五〇二	大宰府奏す自今新羅の民をして國境に入る事なからしめ漂民は粮を給して放還せんことを許す

同十三年 一五〇三	對馬人警を報ず大宰府邊境に檄して防備を嚴にせしむ
貞觀元年 一五一九	渤海使來貢す三年出雲渤海使來ると告ぐ
同五年 一五二三	丹後因幡漂着新羅人に糧を與へて放還す明年石見に漂着す又糧を與へて放還す
同八年 一五二六	筑前の人山春永等新羅に入り兵器を造る術を教へ對馬を襲はんとす大宰府諸州に檄し兵を練り邊に備へしむ
同十一年 一五二九	新羅賊船二博多を侵し豐前の遞擔を掠む事茲に至り冠履顚倒の感あり
同十二年 一五三〇	壹岐に選師弩師を置く是より先對馬乙屎麻呂新羅に囚られ脫し歸りて其來寇せんと爲るを告ぐ小野春風不虞に備へんと請ふ之を許す大宰府に勅し沿海に備へ山陰道に守禦の具を修め撰士五十人を對馬に

	置かしむ筑後史生佐伯直継大宰大貳藤原元利麿謀反して新羅に通ずと告ぐ京師に送り罪に處す
同十四年 一五三二	渤海の使來貢す
同十五年 一五三三	太宰府山陽山陰諸國を戒嚴す新羅人三十對馬に漂着す明年十二人又漂着す詔して曰漂流の民或は我を窺ふ者ならん嚴警を加ふべしと
同十八年 一五三六	渤海の使入貢す
元慶二年 一五三八	藤原房雄を太宰權少貳と爲し警備を嚴にし又伊勢等の諸社に奉幣せしむ
同五年 一五四一	山陰南海二道に勅し海賊を追捕す新羅亂れ其臣弓裔兵を弄し不逞の徒海上に出沒するを以てなり

319394

同七年 一五四三	渤海來貢す
仁和元年 一五四五	新羅使肥後天草に來り漂民の送還を謝す只牒ありて國書なし之を放還す
寛平六年 一五五四	渤海使來貢す明年又來る新羅の賊對馬に寇す島主文屋善友將十餘人兵三百餘人を射殺し船十一を獲取す兵器等を獲る事亦多し
延喜八年 一五六八	渤海來貢す是より先き憲康王の庶子弓裔甄萱自ら王と稱し國を摩震と號す
同十八年 一五七八	新羅將軍王建高麗國を建つ
同二十年 一五八〇	渤海使來貢す未だ幾くならずして契丹の亡す所となり朝貢終に絕ゆ甄萱其臣に方物を齎し至らしむ國信に非ざるを以て糧を給して放還す

延長七年 一五八九	百濟甄萱其漂流人を送還せしを謝し三韓の例に依り職貢を供せんと請ふ許さず
承平五年 一五九五	高麗新羅を併す七年朝貢を請ふ許さず高勾麗百濟を併せてより二百六十八年唐に臣事せしを以て我に對する昔の如くならざりしなり
天慶二年 一五九九	高麗朝貢を請ふ許さず唯通商を許す
天祿二年 一六三二	高麗南涼府使牒文を齎し對馬に至る太宰府に勅し之に報ぜしむ
天延二年 一六三四	高麗馬を献ず
長德三年 一六五七	高麗來朝文辭禮を欠く朝庭之を疑ひ邊に備ふ十月高麗の賊筑紫に寇す三十餘人を生擒す

同四年 一六五八	高麗の賊又寇す太宰府令を貴賀島に下し之を捕へしむ
長保元年 一六五九	太宰府高麗の賊を擊ち之を卻く芋陵島の人因幡に至る
寛仁二年 一六七八	高麗耽羅島の人漂着す衣糧を給して放還す是より先契丹高麗を攻む
同三年 一六七九	刀伊賊壹岐對馬の人を掠め轉して高麗を侵し我二島の民を棄てゝ走る高麗之を送還す勅して高麗に黄金を賜ふ
長元元年 一六八八	耽羅人北國に漂着四年又漂着す並に之を送還す
同九年 一六九六	高麗漂民を送還す

永承三年 一七〇八	太宰府新羅暦を上る
同四年 一七〇九	對馬漂流の高麗人を送還す康平三年又之を送還す
承保元年 一七三四	海商重利等屢高麗に至り貿易す高麗人之を貢獻と稱す
承保二年 一七三八	耽羅の漂民を送還す國人藤原某高麗に赴き法螺三十海藻三百束を王寺に施す明年高麗漂民を送還す
同四年 一七四〇	高麗の商王則貞牒を太宰府に致し綾羅錦香を献し醫を覓む其牒無禮なるを以て之を卻く
永保二年 一七四二	對馬國主宗氏船を高麗に遣はし貿易す

寛治七年 一七五三	對馬の民高麗の延平島を侵す
永暦元年 一八二〇	朝庭高麗の對馬人を金海府に拘留する事を議す
文治元年 一八四五	對馬國守源親光平宗盛の迫る所となり高麗に走る偶其妻妊む屋を荒野に結び子を産しむ虎あり屋を窺ふ親光射て之を殺す高麗王之を聞き召して三州に封ず頼朝範頼をして之を迎へしむ王珍寶を餞し對馬に送る
嘉禄元年 一八八五	我邊民慶尙道を侵す肥前の松浦黨對馬の民を誘ひ船艦數十を以て高麗を討つ彼兵能く防く抄掠して還る
安貞元年 一八八七	邊民又高麗を侵す高麗の使牒して之を禁せんと請ふ書辭無禮なり少貳武藤資頼之を極めすして松浦の兵九十人を斬る朝議國体を損するを以て北條泰時に命し其罪を問はしむ

寛喜四年（貞永元） 一八九二	筑前の民高麗を襲ひ民家を掠む
仁治元年 一九〇〇	高麗至る牒文無禮なり
寛元元年 一九〇三	我商賈高麗漂民を送り金州に至り通商す
文應元年 一九二〇	高麗連年の寇を憂へ之れ禁せん事を請ふ此頃より高麗元に服事す
弘長三年 一九二三	對馬の民金州を襲ひ貢船の米穀を奪ふて歸る高麗太宰府に牒し海寇を禁せん事を請ふ
文永五年 一九二八	高麗王其臣をして對馬に至り守護宗助國に蒙古の國書及ひ方物を致さんこさを請ふ北條時宗書辭の無禮なるを以て之を卻く
同六年 一九二九	蒙古主忽必烈黒的殷弘に高麗の使と共に對馬に至り好を通せんさ請ふ島人拒みて闘ふ黒的等島人二人を携へ歸る
同八年 一九三一	高麗蒙古の使趙良弼を導きて太宰府に至る報せす
同九年 一九三二	高麗蒙古の爲めに書を致す又之を卻く
同十一年 一九三四	忽必烈忻都を都元帥洪茶丘を副元帥さし高麗の將金方慶と蒙漢軍二萬五千高麗軍八千を帥ひ入寇す十月五日對馬に至り宗助國戰死す十四日壹岐を犯す守護代平景隆戰死す二十四日筑前に寇す大風起りて賊艦漂沒す小貳景資之を擊退す
建治元年 一九三五	四月十五日高麗使元（蒙古改名）使杜世忠を導き長門に至る時宗之を相模龍の口に斬る

同二年 一九三六	北條氏鎮西に兵を募る明年幣を十二社に奉す
弘安二年 一九三九	元使を博多に斬る
同四年 一九四一	五月元軍の先鋒壹岐對馬に至る我敗報頻に至る龜山上皇石淸水に祈り又願文を伊勢神宮に奉り身を以て國難に代らん事を禱る六月元軍太宰府を犯す我軍勇士肉薄して一千余人を殺す閏七月朔大風元艦悉く覆へる余衆數千鷹嶋に在り少貳景資之を殲し降虜一千を博多に斬り其三人を釋して狀を其主に報せしむ天皇勝を大廟に報す
同六年 一九四三	忽必烈阿塔海を將とし更に高麗王に將たらしむ
同八年 一九四五	忽必烈明年三月を期し合浦より日本に寇せんとす明年元主劉宣の諫を納れ其役を罷む

正應四年 一九五一	高麗の使元主の旨を承け我漂民を送り和を請ふ北條貞時其書の無禮を責め之を逐ふ
興國三年 二〇〇二	此頃邊民彼の地を侵すもの倭寇又は八幡船(胡蝶軍)といふ對馬の代官言ふ高麗之に報んとす請ふ不虞に備んと太宰府嘉納す
正平二十年 二〇二五	高麗王の使倭寇を停めんと請ふ足利義詮天龍寺に引見し報書を與へずして之を歸す
同二十三年 二〇二八	對馬守護宗經茂高麗と講和し交も其俘を還へす明大祖位に即く高麗又明に服事す
天授元年 二〇三五	高麗の使來りて倭寇を停め隣交を納めんと請ふ義滿其陰謀を疑ひ獄に投す歸化の僧良柔牒者に非るを證す義滿未だ外交に暇あらざるを以て之を謝す是より先藤原經光高麗に投し順天府に居る高麗貢糧を給す金羅道元帥金光致之を誘殺せんとす經光偵知し衆と共に歸る是より海寇益多し

同三年 二〇三七	去年より高麗使頻りに至り禁寇を請ふ幕府使を遣り其難を告ぐ高麗鄭夢周又來り請ふ今川貞世厚く之を遇す
同四年 二〇三八	今川貞世僧世弘を鄭夢周と共に高麗に赴かしめ俘數百を還す
元中六年 二〇四九	高麗對馬に寇す宗賴茂之を防ぐ
同九年 二〇五二	高麗の使又至請ふ所前の如し李成桂恭讓王を廢し自立して國を朝鮮と號す高麗王氏三十二王四百四十二年辛氏の世を合せて四百五十六年なり
應永五年 二〇五八	朝鮮の使大內義弘に依りて圖書方物を献す義滿復書を與ふ朝貢の道絕して唯隣交を修するのみ
同八年 二〇六一	義滿兵庫に高麗船を見る

同十年 二〇六三	義滿北山の邸に朝鮮の使を引見す十二年朝鮮人入京す朝鮮鑄字所を置き活字數十萬を鑄て書籍を印行す
同十五年 二〇六八	朝鮮主李芳遠鎭西探題澁川光賴に復書す
同十六年 二〇六九	僧周護等足利義持の命を受け朝鮮の使に隨ひ大藏經を彼地に求む
同十七年 二〇七〇	大內持世書を朝鮮に遣し淸凉疏鈔を求む
同廿六年 二〇七九	朝鮮我連年の侵略を怒り柳廷顯李茂從等に兵一萬七千余人を率ひて對馬に寇せしむ探題澁川義俊少貳滿貞菊池兼朝大友親著宗貞茂等之を擊退す敵又來る亦之を破る偶風雪起を飛はし船艦覆沒茂從纔に逃る是より彼れ宗氏の歡心を求めて以て無事を計るのみ

同廿九年	二〇八二	幕府書を遺し大藏經を朝鮮に求む大内持世朝鮮と私交を結はんとして得す
同三十年	二〇八三	朝鮮綿數萬及一切經を献し俘を還さん事を請ふ義持僧圭籌を朝鮮に遣り秤翰土産を贈り大藏經の鍍板を求む此時俘を還す
同三十一年	二〇八四	圭籌朝鮮の使と共に來り藏版を得さるを報す更に僧中兌を遣し之を請ふ明年朝鮮復書して一板の外無きを以て之を謝絶す
正長元年	二〇八八	幕府使を朝鮮に遣し土宜を贈り又佛經を請ふ
永享元年	二〇八九	朝鮮使を等持院に引見す大友持直使を朝鮮に遣す
同三年	二〇九一	朝鮮の使來る四、五、六年又來る

同十一年	二〇九九	朝鮮高得宗尹仁甫來聘す
同十二年	二一〇〇	將軍朝鮮使を引見し答書彩箋扇大刀漆器等を贈與す小早川持平私に人を朝鮮に遣し毎年三船を遣る事を約す
嘉吉三年	二一〇三	對馬宗貞盛朝鮮と通商の約を定む朝鮮來聘す畠山持國曰朝鮮好を修すと雖も意商估の爲めのみ方今多事之を卻るに如すと朝鮮の使前將軍を吊するの外他事なきを分疏す依て將軍に謁し赤松則繁の其國を侵略するを訴ふ此時宗氏に薺浦釜山浦鹽浦を開き歲船を五十艘とする事を約す
享德三年	二一一四	大内教之使を朝鮮に遣し歲に三船を送るを約す
康正元年	二一一五	畠山義忠私に好を朝鮮に求む建仁寺勸進船を朝鮮に遣す

同三年（長祿元）二一一七	幕府僧永嵩金密等を朝鮮に遣し隣交を修め因りて建仁寺修造の費を助けん事を求む
長祿二年 二一一八	幕府土岐持益の請を允し大藏經を朝鮮に求めしむ
同三年 二一一九	朝鮮王李瑈書を幕府に復す山名教豐千葉元胤私に使を朝鮮に遣す
寛正元年 二一二〇	朝鮮の使來聘し兼て僧永嵩等の歸るを送る對島に抵り颶に遇ひ或は死し或は往く所をしらず永嵩の乘する所の一船纔に免がる斯波畠山二氏私に使を朝鮮に遣る
同二年 二一二一	朝鮮書を幕府に呈し去年使臣の厄を告げ若し漂着する事あらば救恤せん事を請ふ幕府天龍寺僧の朝鮮勸化を許し勘合印を與ふ
同四年 二一二三	斯波氏私に朝鮮に通す明年村上國重又私に朝鮮に使を遣す

文正元年 二一二六	幕府書を朝鮮に贈る澁川義堯麻生信歲那久野賴永私に朝鮮に通ず
應仁二年 二一二八	諸國の城主寺僧等使を朝鮮に遣すもの多し
文明元年 二一三〇	義政僧光以を朝鮮に遣し書及土宜を送り王の即位を賀す
同三年 二一三一	大友親常使を朝鮮に遣す
同四年 二一三二	僧光以歸る義政僧正琢を朝鮮に遣し土物を贈り高野山西光院修理の資を求む
同六年 二一三四	是より先義政勘合印を明國に請ひ途に海賊の爲に奪はる是歲使を朝鮮に遣り明國に价して再び之を受け我に交付せん事を請ふ朝鮮許さず

同十四年	二一四二	朝鮮大藏經及胡椒藥劑を獻す
同十八年	二一四六	義政僧等堅を朝鮮に遣し前年の贈遺を謝し佛經を求む等堅朝鮮に在る事三年之を得て歸る
延德二年	二一五〇	僧慶彭等を朝鮮に遣し義植の將軍の職を襲ふことを告げ筑前妙樂寺の爲に佛經及珍禽を求む明年答書と共に齎し歸る
明應元年	二一五二	幕府僧元菊を朝鮮に遣し妙勝寺修造費を求む
同六年	二一五七	大内義興僧太白正鱗等を使とし書を朝鮮禮曹參判に與へ土物を贈り豐前崇聖寺を再興せんが爲めに銅錢綿布の喜捨を請ひ且漆器摺扇を贈りて蠟匠を求む
同八年		將軍義澄僧正安を朝鮮に遣し兵亂の後佛宇壞頽の狀を陳へ佛經若干部を求む又僧正龍に命じ大藏經の鏤板を求む王只印本を贈る
文龜三年	二一六三	幕府僧周育に書翰土産を齎て朝鮮に至らしめ牙符(交通の證)災に罹りしを以て新符十枚の交付を請ふ
永正三年	二一六六	大内義興僧安中西堂を朝鮮に遣し書並に銅五百斤を禮曹參判に贈る
同六年	二一六九	朝鮮對馬島民の頻りに朝鮮を侵略するを患へ使を宗義盛に遣し日本の民朝鮮の地に在るものを還さんと請ふ
同七年	二一七〇	朝鮮宗氏の我民の侵略を禁ぜざるを以て釜山僉使李友曾に令し對馬人を捕へて鞭撻す釜山居留の民薺浦の移民と謀り夜釜山を陥れ友曾等を殺し防禦使柳聃年黄衡來りて我を討つに先ち相率ひて對馬に歸る之を庚午の變又三浦(釜山、乃而、鹽浦)の亂と云ふ一說に宗義盛期を定めて使を遣す彼拒みて納れず依て其臣盛弘を遣し兵三百を率ひ釜山浦薺浦を攻め釜山僉使李友曾を殺し薺浦僉使金世鈞を執ふ柳聃年來り討つに及び戰死すと

同八年 二一七一	幕府並に宗氏使を朝鮮に遣し和を講す
同九年 二一七二	三月宗氏朝鮮と條約を改正す閏四月對馬船三艘全羅道に商船を刧し貨物を奪ふ朝鮮書を宗盛長に致し之を罰せん事を請ふ
同十三年 二一七六	大內義興書を朝鮮に遣し盟後萬壽寺再建の費を募る
大永三年 二一八三	宗盛長朝鮮の邊海を侵す
天文七年 二一九八	大內義隆書を朝鮮に遣し大藏經新注並に漏刻器を求む
同十年 二二〇一	對馬人の薺蒲に居る者韓人と鬪ふ朝鮮我民を逐ふ

同十一年 二二〇二	足利義晴僧安心東堂を朝鮮に遣り去年鬪ふ處の凶徒を送り而して三浦を復し船及人を點檢するを停めん事を請ふ朝鮮金安國を對馬に遣し書を贈りて曰く三浦は復すべからず船は檢するも人は點檢すべからずと
同十二年 二二〇三	倭館を釜山に移し永く薺浦に至る事を禁す
弘治元年 二二一五	日本の船全羅道を掠む
天正九年 二二四一	足利義昭書を朝鮮に贈り京極晴廣の爲に銅印を得て貿易の信と爲さん事を求む此月勘合銅印一個を送り來る義昭又使を遣し薺浦を居留地と爲し宗氏船數を嘉吉の舊例に復せん事を請ふ朝鮮聽かず
同十七年	關白豐臣秀吉宗義智僧蘇玄柳川調信に朝鮮王を諭して入朝せしむ聽かず乃ち通信使と共に日本に赴かん事を求む是より先朝鮮の亡民沙乙背同と云者對馬人を誘ひ彼の邊境を侵す朝鮮乃ち是を以て言と爲

	二二四九	す依て沙乙背同信三郎等十余人を押送す王之を戮し卒に通信使を送る事を諾す
同十八年	二二五〇	宗義智正使黄允吉副使金誠一を率ひて歸る六月京師に至る十二月秀吉之を聚樂城に引見す
同十九年	二二五一	秀吉沿海諸國に船艦を造らしむ宗義智朝鮮に行き秀吉の命を傳へ明の通交を諜らしむ朝鮮聽かす九月秀吉朝鮮を征せんとす
文祿元年	二二五二	正月秀吉小西行長加藤清正黒田長政島津義弘小早川隆景等をして兵凡二十萬を率ひて海を渡り別に九鬼嘉隆藤堂高虎等の水軍九千余は海上の應援に備へしむ 三月加藤清正等肥前名護屋を發す清正は東路行長は中路長政は西路を取る秀吉名護屋に向ふ 四月行長は松浦有馬宗諸氏と大浦を發し釜山、東萊、梁山、密陽等を拔き善山を經て忠州に入る清正は鍋島直茂と釜山より慶州を陷れ行長に忠州に會す黒田長政は安骨浦に上り金海を拔く秀吉名護屋に着す 五月二日行長漢城に入る三日清正漢城に入る是より先き王は王子臨海君を咸鏡道に順和君を江原道に遣り兵を募らしむ王は世子大臣等百余人と城を出つ朝鮮亂民官省を焚き財を掠む王開城より平壤に至る六日秀吉諸將に命を傳へて明を討たしむ長政義智等平壤を取る此時王既に寧邊に在り 七月明の副總兵祖承訓を平壤城外に破る 八月明人維沈敬沈嘉旺の日本より逃れ來りたるを知り之に日本の情況を問ひ明將石星を說き終に平壤に來り行長に賄賂を贈り和議を約す 十月明將李知松李如柏山海關より朝鮮に向ふ 十一月行長は維敬去りて五旬の期を過るを以て和の成らさるを疑ひ守備を修む維敬來りて明の和を許し質子の將さに至らんとするを言ひ期を刻して去る
同二年	二二五三	正月李如松牡丹臺を焚き行長を平壤に圍む鳳山守將大友吉統先つ逃る行長破れ營を焚きて退く李如松開城に至る漢城留守增田長盛石田三成大谷吉隆諸將を漢城に集む小早川隆景立花宗茂李如松を碧蹄館に逆擊し大に之を敗る如松兵潰て平壤に奔る 二月黒田孝高淺野長政命を奉して朝鮮に航す清正石田三成の糺に釜山に就くの義を退け明兵を開城に敗る

	三月沈維敬西江に來り再ひ和を請ふ 四月行長維敬に龍山に會し和を定む行長名護屋に至り秀吉の命を受く諸將漢城を去る 五月諸將釜山に至る明使謝用梓徐一貫軍に從ひて名護屋に至る朝鮮王李昖義州より漢城に還る 六月秀吉淸正に二王子を放還せしむ秀吉明使に七ヶ條を約し內藤如安小西如淸に彼地に同行せしむ淸正行長長政等晉州城を屠る 九月秀吉和議を危ふみ淸正等を警誡す 十一月淸正安骨城を攻めて明の援軍の將劉綎を浚州に走らす
同三年 二二五四	九月明の哨船唐島を砲擊す福嶋正則等之を破る 十二月內藤如安小西如淸明主に謁して和を議す
同四年 二二五五	朝鮮禮曹書を秀吉に呈す
慶長元年 二二五六	六月明使楊方亨沈維敬伏見城に至る九月秀吉明使を伏見城に引見し表文約に違ふを怒り封冊を投す明使堺浦より去る
同二年 二二五七	秀吉宇喜多秀家毛利秀元を將とし再朝鮮を征す淸正行長先つ名護屋を發す明將楊鎬等淸正及淺野幸長を蔚山に圍む黑田長政之を救ふ
同三年 二二五八	正月明軍慶州に敗走す宇喜多秀家小早川秀秋藤堂高虎脇坂安治歸國す豐臣秀吉薨す德川家康前田利家議して德永壽昌宮本豐盛を朝鮮に遣し和を講し軍を旋さしむ島津義弘子忠恒と明將董一元を泗川に破る
同七年 二二六二	家康書を宗義智に與へ朝鮮の修交を促す
同九年 二二六四	朝鮮僧維敬松雲及錄事孫文彧を對馬に遣し修好を請ふ義智三使と入京す
同十年 二二六五	朝鮮使家康に伏見に謁し方物を奉り禮曹參判吳億齡の書を呈し和議の就るを謝す

年	皇紀	事項
同十二年	二二六七	朝鮮使節正使呂祐吉副使慶暹從事丁好寬を江戸に引見す尋て駿河に至り家康に謁す
元和三年	二二七七	朝鮮王李琿吳元謙朴梓等を來聘せしめ俾て大坂の役を賀す宗義成導きて京師に入る秀忠上京伏見城に引見す
同四年	二二七八	釜山居留地館舍成る
同七年	二二八一	宗智順を朝鮮に遣す幕府執政書を致し物を贈る明年智順答書信物を得て歸る
同九年	二二八三	家光僧玄方を朝鮮に遣し襲職を告ぐ
寛永元年	二二八四	朝鮮鄭岦等江戸に來り家光の襲職を賀し國書方物を献す

年	皇紀	事項
同四年	二二八七	滿洲の兵朝鮮に入る王江華島に避く
同十二年	二二九五	對馬の疑獄（國書改變）決し宗家老臣柳川調興を津輕に方長老を南部に流す
同十三年	二二九六	朝鮮使任絖等來聘す是より先き德川氏の國書を外國に贈る者綱徒之を草し干支を書して年號を載せす是歲林信勝に復書を草せしめ年號を書す淸太宗朝鮮を攻む王出て降り世子及鳳林君を質とす
同二十年	二三〇三	朝鮮使尹順之等來りて好を修め世子の誕生を賀す盖我より通告せし爲めなり
慶安二年	二三〇九	朝鮮王倧卒す宗氏使を遣して之を吊し且嗣王の即位を賀す
正保元年	二三〇四	家光天草天主敎徒朝鮮に逃るゝと聞き宗義成に命し之を朝鮮に報し追捕せしむ

年號	紀元	事項
同四年	二三〇七	釜山舘を修む
明暦元年	二三一五	朝鮮使趙珩等來聘す去年朝鮮淸國の軍と共に羅禪（露西亞）を伐つ
萬治元年	二三一八	方長老赦されて歸府す林春齋就きて朝鮮の事を聞き朝鮮物語を着す朝鮮復羅禪を伐つ
同二年	二三一九	朝鮮王淏卒す宗義眞使を遣す事例の如し
寛文七年	二三二九	是より先博多の商小左工門等に船を出し武具硝藥を朝鮮に賣る事露はれて刑せれる幕府對馬に命じ之を朝鮮に報ぜしむ
同十二年	二三三二	是より先十餘年宗氏釜山館を草梁に置かん事を求む朝鮮依違答へす是に至り始て成る

年號	紀元	事項
延寳三年	二三三五	朝鮮王棩卒す
天和二年	二三四二	朝鮮使尹址完等綱吉の就職を賀す
同三年	二三四三	草梁客舍（古瓦の文に據る）成る兩國議して榜文を建つ
貞享三年	二三四六	宗義眞に命じ朝鮮互市の金額を八千兩とす
元祿二年	二三四九	朝鮮人參の輸出を止む宗氏書を贈り舊に復せんと請ふ彼聽かず
同十三年	二三六〇	草梁客舍を修す

寛永二年 二三六五	幕府老中土屋政直朝鮮の事を掌る
同六年 二三六九	朝鮮使來聘の奉行を定む
正徳元年 二三七一	朝鮮使來る道中館伴の制を定め殿上引見の禮を改め京都より伶人を招き參列諸侯の服制を改む朝鮮使新儀に甘ぜず新井君美殿中に辨析す蓋し幕府君美の言を用ゐるなり
同二年 二三七二	高階經和新井君美に從ひ朝鮮聘使儀注日記を調査す淨寫して一通を宗義方に賜ひ永式と爲す草梁貿易品粗惡なり宗氏東萊府に佳品を致さん事を求む
享保元年 二三七六	對馬大浦伊右衛門朝鮮譯使の船長と謀り密商を爲す宗氏老臣をして東萊府に報ぜしめ伊右衛門を刑す
同二年 二三七七	朝鮮聘禮を天和の舊に復す

同四年 二三七九	朝鮮の使洪致中等來る
同九年 二三八四	朝鮮の使對馬に來る四國王卒弟立昤つと
同十年 二三八五	幕府宗義誠に命じ鮮朝に武具を送り即位を賀す
寛延元年 二四〇八	朝鮮使洪啓禧等來る
寳暦七年 二四一七	朝鮮饑う使を遣して對馬に告く幕府宗義蕃に命じ金一萬兩を贈りて賑恤す
明和元年 二四二四	松平乘裕朝鮮來聘の事を掌る朝鮮租使等曬入朝す對馬の象胥鈴木傳藏朝鮮都訓導崔大悰を大坂旅館に刺す依て目附曲淵景漸を大坂に遣し之を覆審し鈴木傳藏を刑し曲淵景漸に賞賜す

同五年 二四二八	朝鮮人の請を容れ銅二十萬斤を三年間に輸出す
天明六年 二四四六	朝鮮に耶蘇教漸く盛なり燕京に赴く者耶蘇教の書を購ひ歸るを禁す
寛政元年 二四四九	家齊職を襲く比年凶歉乃ち宗義功に命し書を彼に致し來聘の期を緩ふす既にして幕府經費多く十餘年禮を行ふ事能はず
同三年 二四五一	朝鮮西書を焚き西教を信する者を刑す
享和元年 二四六一	朝鮮黄嗣永深く耶蘇教を信し支那蘇州の人周文謨を邀へ不軌を謀り外兵を納れんとす之を誅す是より後信者益多し
文化二年 二四六五	江戸に來聘する事を停め對馬に命じて聘を受けしめ是を永制と爲す

同八年 二四七一	朝鮮使命履喬等對馬に來り將軍の襲職を賀す宗義功之を國分寺に館し老中脇坂安董小笠原忠徳を掌客使として往て禮を擧げしむ
同十二年 二四七五	朝鮮饑宗義質に米一萬俵を朝鮮に輸せしむ明年又之を與ふ
天保五年 二四九四	朝鮮登(ミノラ)す王宮火あり幕府金一萬両を與ふ明年佛國宣教師竊に朝鮮王城に入る後大に西教徒を誅す
嘉永五年 二五一二	將軍家慶聘使を大坂に引見せんとす偶江戸西城火あり諸州水害を被る依て期を緩ふし爾後幕府の世を卒ろまで來聘を欠く
慶應二年 二五二五	大院君是應佛國宣教師及其信徒を殺す佛國水師提督ローゼ江華城を攻む利あらず
同三年 二五二六	大院君結頭錢願納錢の諸法を用ひ民財を括し大に宮室を建造す

明治元年 二五二八	對馬の宗重正を外國事務補とし天保五年來の舊盟を尋しむ朝鮮拒んで納れず
同二年 二五二九	宗の任を解き外務權大錄佐田伯茅同少錄森山茂を交涉使とし朝鮮に談判せしむ又拒絕す
同三年 二五三〇	外務少丞吉岡弘毅等朝鮮に使す草梁客舍に留る事一年要領を得ずして歸る
同四年 二五三一	我政府宗氏に書を東萊釜山の府使に送り吉岡等の引見を勸めしむ彼聽かず丸山作樂時に外務權大丞たり陰に朝鮮を襲擊せんとす事露はれて縛せらる此歲米艦漢江を泝り砲擊せらる
同五年 二五三二	外務大亟宗重正其臣相樂某に書を授け朝鮮に遣し森山相艮之に從ふ朝鮮又納れず
同六年 二五三三	廣津森山復朝鮮に至る又功を奏せず諸大臣大に征韓を輪ず時に上野景範外務少輔たり森山茂と征韓の義を奏するを以てなり三條實美副島種臣江藤新平後藤象二郞板垣退助は西鄕隆盛の征韓論を可とし岩倉具親大隈重信大木喬任木戶孝允は大久保利通の非征韓を賛す廟議終に非征韓論に决す征韓論者皆引退す
同七年 二五三四	宗重正を韓國に遣す先づ森山をして形勢を察せしむ此歲朝鮮の政閔氏に歸す
同八年 二五三五	我雲揚艦支那に航するの次漢口に舶し艦長井上艮馨端艇に乘じ江を溯らんとす守兵之を砲擊す我兵應戰して永宗島の砲臺を拔き城を焚きて還る是に於て黑田淸隆を全權大使とし井上馨を副とし罪を問ふ是より先又使を朝鮮に遣す大院君又政柄を執る
同九年 二五三六	王乃ち判中樞府事申櫶等をして我使と會議せしむ大院君書を致して力て修好の說を排す領議政李最應等皆之に從ふ獨り右議政朴珪壽譯官吳慶錫群議を排して通交の利を說く王及妃之を然りとす我使修好條規十二條を定め江華事件に關する議政府の謝狀を得て歸る

同十年 二五三七	二月西鄕隆盛兵を鹿兒島に擧ぐ九月戰死す近藤眞鋤釜山管理官に任ず花房義質代理公使に任じ京城に駐箚す
同十一年 二五三八	朝鮮釜山經過の輸入品に課稅す我商民委員を撰み東萊府伯に談判す要領を得ざるを以て商民等府廳に迫り韓民と衝突す
同十二年 二五三九	花房公使條約に依り要求して元山津を開港場とす仁川は彼の拒絶する所と爲る
同十三年 二五四〇	花房義質辨理公使たり五月元山津開港す
同十四年 二五四一	朝鮮開化黨閔氏の族と共に政權を執る
同十五年 二五四二	亂兵糧食の事より宮闕に迫り諸閔を殺さんとす尋て我公使館を襲ふ公使花房義質仁川より英船に搭して長崎に至る井上馨長崎に來り義質に軍艦數隻を率ひ朝鮮に至り談判を開かしむ裕李元命宏集義質と

	交渉し議俟遂さして決せず偶大院君支那に押送せられ規約六條修好續約二條を定め償金五十五萬圓を出し朴泳孝等を使として日本に謝罪す朝鮮國牛場卓造井上角五郎等を傭聘す程なく日本に歸る
同十六年 二五四三	仁川開港す竹添進一郎辨理公使となり京城に駐箚す我步兵一大隊駐韓して守備に任す淸國は袁世凱馬建忠を京城に滯せしむ日本黨淸國黨の紛紜是より生せんとす
同十七年 二五四四	朴泳孝金玉均徐光範洪英植等李寬鐘申福模等と相謀り郵政局開設祝宴に際し事を擧け閔泳穆閔台鎬韓圭稷尹泰駿李祖淵趙寧夏等の事大黨を殺す王景祐宮に避け我公使竹添進一郎一中隊の兵を率ひ以て之を守る獨立黨皆重要の職に任す淸の軍司馬袁世凱日本の兵を攻め韓兵內應す進一郎公使館に還り尋て仁川に退く朴泳敎洪英植王を擁して北門より出つ朴洪淸兵の爲に死し王は宮に還る外務卿井上馨を特派全權大使に任す
同十八年 二五四五	韓國使を送りて罪を謝し公使館を新築し死傷者を救恤する事を約す宮內卿伊藤博文を支那に遣り日淸兩國撤兵の事を約し事有れは兩國豫め通知の上兵を出す可きを約す天津條約則ち是なり英露兩國將さ

に事あらんとす英艦巨文嶋を占領す尋て放棄す魯公使ウエーバル來る日本の形勢日に非なり

同十九年　二五四六
朝鮮池運永を日本に派し金玉均等を刺さんとす金玉均に日本退去を命し其使を止む大井憲太郎等金玉均と謀を通し朝鮮守舊黨を顚覆せんとす事露はれて成らす

同二十年　二五四七
袁世凱大院君と廢立を謀る偶閔泳翊の知る處となり事終に就らす我政府代理公使近藤眞鋤に命を傳へ條約以外の事に關係せさらしむ

同二十五年　二五五二
露國ウエーバルをして韓國と陸路通商條約を結はしむ明年途に慶興を開くウエーバル韓庭に威を弄す

同二十六年　二五五三
是より先き二十二年咸鏡道監司趙秉式防穀令を發し二十三年之を解く爾來我損害甚多きを以て我政府韓公使に交渉せしむるも事決せす此歲公使大石正己韓廷に迫り賠償金を出さしむ

同二十七年　二五五四
六月東學黨亂を起し全州を陷る袁世凱韓廷の請に依り李鴻章に援兵を請ふ李鴻章提督葉志超聶士成に兵を率ひ韓國牙山に上陸せしむ我國大鳥義昌に混成旅團を率ひ彼地に至らしむ韓國袁世凱と共に日本兵の撤退を請ふ大鳥公使拒絕す
七月大鳥公使韓王に謁し五ヶ條の改革案を進め其決行を請ふ國王之を納れんとす中間袁世凱の阻する處となり更に撤兵を迫る廿三日大鳥公使王城に入らんとして、彼の拒む處となる我護衛兵之を破り公使乃ち王に臨す王其言を納る二十四日政を大院君に委し大鳥公使牙山清兵掃攘の事を托す二十五日我海軍少將坪井航三軍艦三隻を率ひ朝鮮に赴く清國艦隊に豐嶋沖に遇ひ卒に戰を開く敵の一艦を沈め一艦を捕獲し二艦を走らす二十八日大嶋義昌清兵を成歡に破り牙山を拔く
八月清國に對し宣戰の詔勅發布せらる此時清の提督衛汝貴左寶貴等北方より進みて平壤を占領し牙山の敗將葉志超之に加はる我山縣有朋を第一軍司令長官と爲し野津道貫大嶋義昌に平壤を攻めしめ途に之を陷る我艦隊は清の艦隊を海洋嶋附近に破り鴨綠江を渡り九連鳳凰の諸城を拔く大山巖は第二軍を率ひ花園口に上陸し旅順口を陷れ兩軍力を協せ牛莊田庄臺を取る是より先大鳥公使金允植と日韓攻守同盟條約を訂結し又內務大臣井上馨を全權大使とし公使大鳥圭介に代らしむ此歲金玉均刺客の爲に殺さる死屍を日本に送らんとす途に上海警察の奪ふ所と爲り之を朝鮮に送る

同二十八年　二五五五
二月我軍海陸力を協せ威海衛を陷る水師提督丁汝昌降を請ひ自殺す清國李鴻章を馬關に來らしめ講和を請ふ我全權大臣伊藤博文陸奥宗光之に接す四月講和條約就る五月遼東還付の詔勅を發す六月臺灣總

	督府を置く七月三浦梧樓特命全權公使となり朝鮮に駐劄す十月八日大院君訓練第二隊に擁せられ王宮に入り改革を行ふ王妃害に遇ふ我在旅順西海艦隊司令長官に訓令し軍艦二隻を仁川に派せしむ十八日小村壽太郎を公使に任し三浦公使杉村書記官岡本柳之輔柴四郎等二十余名退韓を命ぜられ二十三日宇品に至りて逮捕せらる二十六日三浦公使又宇品に逮捕せらる
同二十九年 二五五六	朝鮮令して太陽暦を用ひ年號を建陽といふウエーバル語を暴民に托し水兵若干山砲一門を京城に致す二月朝鮮國王及世子等露國公使館に潜臨し開化黨の官を解き志士を殺すウエーバル兵を擁する三月鴨綠江森林採伐の權を得電線をシベリアに接續し王をして雲山金礦京仁鐵道布設權を米國に京義鐵道布設權を佛人に與へしむ原敬駐韓全權公使に任ず
同三十年 二五五七	二月朝鮮王宮に還る加藤增雄辨理公使と爲る八月朝鮮王光武と改元す露公使ウエーバル去つてスペアー之に代る露人アレキシエフを財政顧問英人ブラオンに代へんとす英國の抗議に遇ひ度支部顧問と爲す十月朝鮮國を大韓と號す自ら皇帝と稱し即位式を行ふ

同三十一年 二五五八	朝鮮に獨立協會起りて親米主義を鼓吹す朝鮮外務部大臣趙秉式露國絶影島租借を許す日露協商成る加藤增雄全權公使と爲る
同三十二年 二五五九	露國日本人の所有なる馬山浦附近の地を租借せんと要求す六月林權助全權公使に任ず
同三十三年 二五六〇	四月我領事館を馬山浦に開く馬山問題漸く喧し
同三十五年 二五六二	一月日英同盟條約發表せらる日本の勢力稍回復す加藤增雄韓國の顧問と爲る
同三十六年 二五六三	四月露國鴨綠江採伐期限既に五ケ年を經過す然るに俄に事業開始の狀を爲し淸韓人八十名を率ひ龍巖浦を占領す八月其租借を請ひ砲臺を築かんとす日英米諸公使韓國に迫り義州及龍巖浦を開市せしむ韓國決せず萩原公使館書記龍巖浦に至り上陸を拒まる

同 三十七年 二五六四	一月日露協商調はす英米伊等諸國の水兵京城に入る露兵最も多し二月我海軍旅順を襲ふ仁川に於て海戰あり我軍利を得露國に對し宣戰の大詔を發布せらる大本營を廣島に置く日韓議定書調印せらる三月伊藤博文韓國皇帝慰問特派大使を命ぜらる四月我艦旅順を攻撃す敵帥マカロフ戰死す金州丸露艦の沈沒する處となる五月我軍九連城鳳凰城占領北條時宗に從一位を賜らる金州城南山大連灣を占領す六月我軍得利寺に大勝を得常陸丸撃沒さる滿州軍總司部を置き大山元帥を以て總司令官と爲す七月摩天嶺營口占領露艦我近海に出沒す八月我軍海城牛莊を占領す、上村艦隊敵の浦鹽艦隊と鬪ひ之を破る九月遼陽占領旅順總攻撃開始十月沙河大會戰十二月我軍旅順二百三高地を占領す
同 三十八年 二五六五	一月旅順開城敵將出て降る黑溝臺附近會戰二月沙河に戰ふ三月我軍撫順奉天鐵嶺を占領す四月韓國祝勝大使來る五月日本海大海戰敵のバルチック艦隊を全滅し敵帥を捕ふ七月樺太占領九月日露講和條約成る朝鮮我保護國と爲る十月東郷大將等の聯合艦隊横濱に凱旋す大觀艦式を行ふ十一月伊藤博文再び遣韓大使に任じ八日京城に入る後數次韓主に謁し新日韓協約を締結す京城騒擾す廿九日大使京城を辭す十二月八日李完用議政署理大臣に任ず二十日統監府及理事廳制發表せらる二十一日伊藤博文統監に任ず十二月三日英公使京城を撤退す各國使臣亦各撤退す
同 三十九年 二五六六	一月韓國奉李大使聘載完來る日本將官渡韓す三月二十八日統監府開廳式を擧ぐ十一月特派大使李址容來る
同 四十年 二五六七	李完用新內閣就る七月韓帝の密使李相卨等海牙平和會議參列を要求す是より密使事件沸騰す韓主位を太子に讓り太子立て位に即き隆熙と改元し英親王を太子と爲す實は先帝の子にして嚴妃の出なり十月十六日我　皇太子殿下有栖川宮と共に京城に入らせらる廿日御歸國韓帝は南門に太子は仁川に奉送す十一月伊藤博文韓太子の傅と爲る韓太子日本に留學す韓國答禮大使李載冕來聘す
同 四十一年 二五六八	三月韓國前顧問スチーブンス歸國華聖頓に向ふ道に韓人に暗殺せらる九月一進會長李容九入京す十月東洋拓殖會社定款認可せらる
同 四十二年 二五六九	一月韓皇北韓へ巡幸す伊藤統監之に從ふ曾禰荒助伊藤博文に代りて統監と爲る十月十四日伊藤博文渡滿の途に上る二十六日哈爾賓停車場に至り韓人安重根の爲に狙撃せられ遂に薨せらる十二月一進會長李容九連署して日韓合邦請願書を提出す

同 四十三年 二五七〇	一月七日韓庭伊藤前統監遭難謝罪使を派す五月寺内正毅曾根に代りて統監と爲る八月廿二日日韓併合條約就る廿九日詔して韓國皇帝を昌德宮李王太皇帝を德壽宮李太王皇太子を王世子とし其儷匹を王妃太王妃王世子妃とし李堈李熹を公とし其配を公妃とし永く祿を賜ひ大臣以下に榮爵恩金を賜ふ各差あり大に罪人を赦し今年の租を減ぜらる

刀伊入寇の時被害一覽

地名		被殺者	被捕者	牛馬の數
筑前	志摩郡	一一二	四三五	七四
	早良郡	二〇?	四四	一九
	怡土郡	四九	二一六	三三
	能古	九?	—	六八
壹岐	（嶋守藤原理忠死す）	一四八	二三九	—
對馬	上縣郡	九	一三二	一九九
	下縣郡	一〇七	九八	
	銀穴	一八	一一六	

惣計に違算あり故に錄せず

高勾麗王世系表

(一) 東明王朱蒙 在位一八
(二) 瑠璃明王類利 三六
(三) 大武神王無恤 二六
(四) 閔中王解邑朱 四
(五) 慕本王解憂 五
再思
(六) 太祖王宮 九三
(七) 次大王遂成 一九
(八) 新大王伯固 一四
(九) 故國川王男武 一八
(十) 山上王延優 三〇
(十一) 東川王憂位居 二二
(十二) 中川王然弗 二三
(十三) 西川王藥盧 二三

(十四) 烽上王相夫 八
咄固
(十五) 美川王乙弗 三二
(十六) 故國原王釗 四〇
(十七) 小獸林王邱夫 一三
(十八) 故國壤王伊連 七
(十九) 廣開土王談德 二二
(二十) 長壽王巨璉 七八
助多
(二十一) 文咨王羅雲 二八
(二十二) 安臧王興安 一二
(二十三) 安原王寶延 一四
(二十四) 陽原王平成 一四
(二十五) 平原王陽成 三一
(二十六) 嬰陽王元 二八
(二十七) 榮留王建武
大陽
(二十八) 寶藏王臧 二七

百濟王世系

㊀溫祚王（在位四五）— ㊁多婁王（四九）— ㊂己婁王（五一）— ㊃蓋婁王（三八）

㊃蓋婁王 ┬ ㊄肖古王（四八）— ㊅仇首王（二一）
　　　　 └ ㊆古尒王（五二）— ㊇責稽王（一二）

㊈汾西王（六）— ⑪契王（二）

⑩比流王（四〇）— ⑫近肖古王（二九）— ⑬近仇首王（九）┬ ⑭枕流王（一）— ⑯阿花王（一三）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 └ ⑮辰斯王（七）

⑰直支王（一五）— ⑱久尒辛王（七）— ⑲毗有王（二八）┬ ⑳蓋鹵王餘慶（二〇）— ㉔武寧王斯摩（二三）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 └ ㉑文周王（二）— ㉒三斤王（二）

昆支 — ㉓東城王牟大（二三）

㉕聖王明穠（三一）— ㉖威德王昌（四四）— ㉗惠王季明（一）— ㉘法王宣（一）— ㉙武王璋（四一）— ㉚義慈王（二〇）

駕洛（伽羅）王世系

㊀金首露（在位一五七）— ㊁居登（五四）— ㊂麻品（三八）— ㊃居叱彌（五五）— ㊄伊尸品（六二）— ㊅坐知（一四）

㊆吹希（三〇）— ㊇銍知（四一）— ㊈鉗知（三九）— ㊉仇衡（二二）

新羅王世系

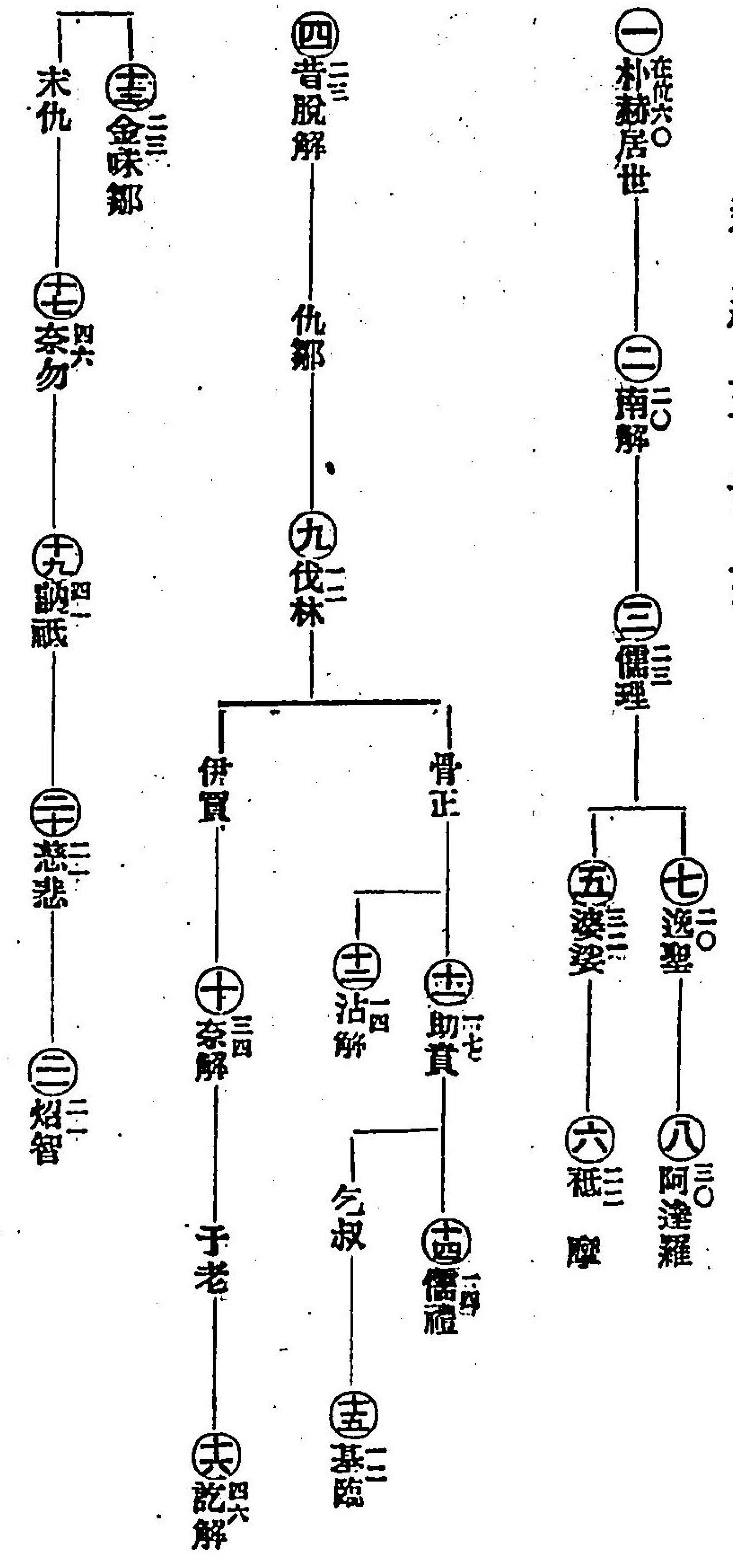

㊀朴赫居世 在位六〇
㊁南解 二〇
㊂儒理 三三
㊆逸聖 二〇
㊄婆娑 三三
㊇阿達羅 三〇
㊅祇摩 二三
㊃昔脫解 二三
仇鄒
㊈伐休 一二
骨正
伊買
⑪助賁 一七
⑫沾解 一四
㊉奈解 三四
乞叔
⑭儒禮 一四
于老
⑮基臨 一二
⑯訖解 四六
⑬金味鄒 二三
末仇
⑰奈勿 四六
⑲訥祇 四一
⑳慈悲 二一
㉑炤智 二一

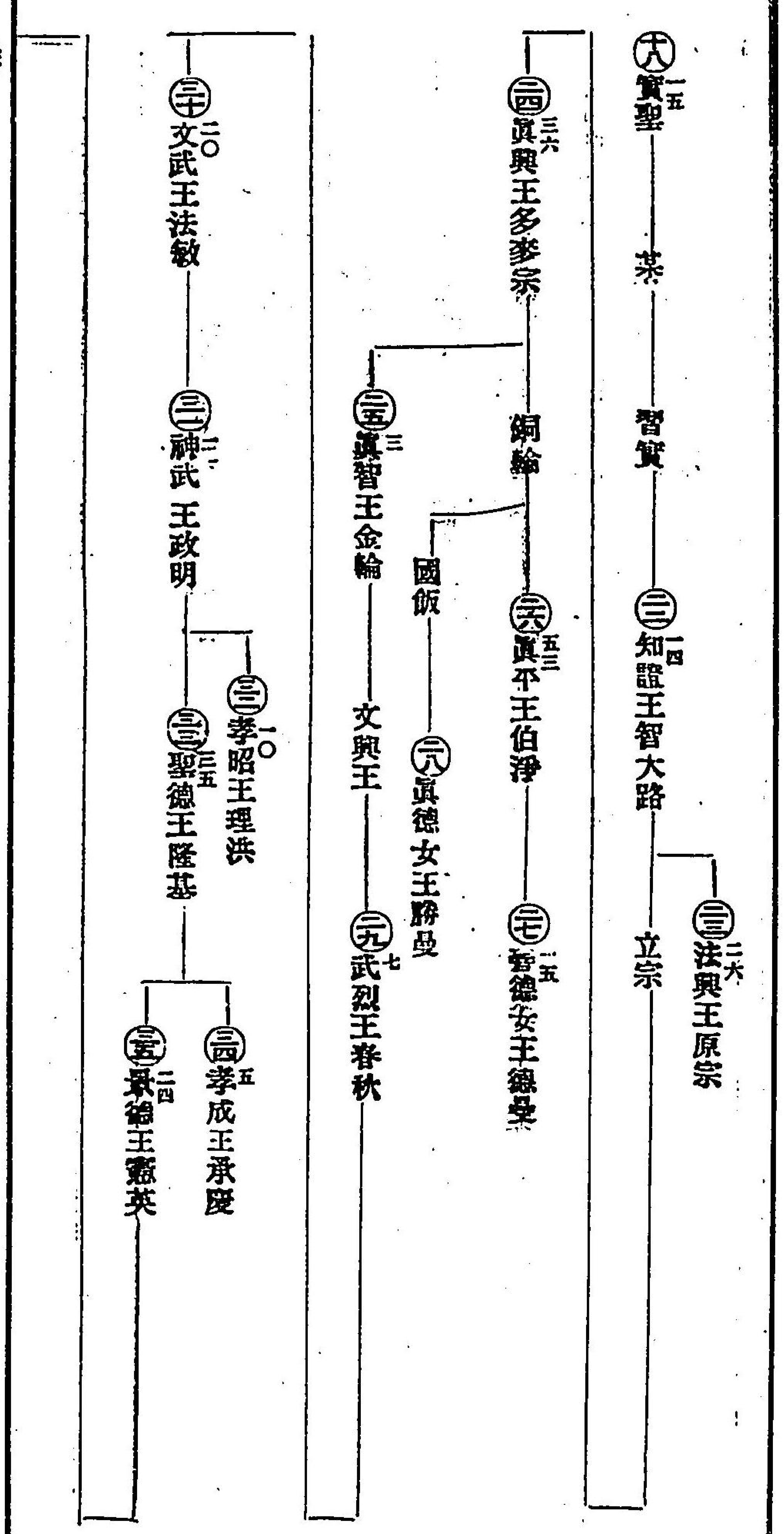

⑱實聖 一五
某
習寶
㉒智證王智大路 一四
㉓法興王原宗 二六
立宗
㉔眞興王多麥宗 三六
銅輪
㉕眞智王金輪 三
國飯
㉖眞平王伯淨 五三
文興王
㉘眞德女王勝曼
㉗善德女王德曼 一五
㉙武烈王春秋 七
㉚文武王法敏 二〇
㉛神文王政明 一二
㉜孝昭王理洪 一〇
㉝聖德王隆基 三五
㉞孝成王承慶 五
㉟景德王憲英 二四

- ㊱ 惠恭王乾運 一五
- ㊲ 宣德王良相 奈勿十世 五
- ㊳ 元聖王敬信 奈勿十二世孫 一四
  - 仁謙
    - ㊴ 昭聖王俊邕 一
      - ㊵ 哀莊王重熙 九
    - ㊶ 憲德王彥昇 一七
    - ㊷ 興德王景徽 一〇
    - 忠恭
      - ㊹ 閔哀王明 一
  - 禮英
    - 憲貞
      - ㊸ 僖康王悌隆 二
        - 啓明
          - ㊽ 景文王膺廉 一四
    - 均貞
      - ㊺ 神武王祐徵 一
        - ㊻ 文聖王慶膺 一四
      - ㊼ 憲安王誼靖 四

- ㊾ 憲康王晸 一二
  - ㊿ 孝恭王嶢 一五
- 五十 定康王晃 一
- 五一 眞聖女主曼 一〇
- 五三 神德王景暉 阿達羅遠孫 五
  - 五四 景明王昇英 七
  - 五五 景哀王魏膺 三
- 五六 敬順王傅 文聖王五世孫 九

渤海王世系

- ㊀ 高王大祚榮 在位六
  - ㊁ 武王武藝 一八
    - ㊂ 文王欽茂 五七
      - ㊅ 康王嵩璘 一四
        - ㊆ 定王元瑜 五
        - ㊇ 僖王言義 五
        - ㊈ 簡王明忠 一
      - 宏臨
        - ㊄ 成王華璵 一

⑩ 宣王仁秀（二）祚榮弟野勃之孫
- 新德
  - ⑪ 彝震（二八）
  - ⑫ 虔晃（一二）

⑬ 景王玄錫（三一）

⑭ 哀王諲譔（二五）

高麗王世系

① 太祖王建（在位二六）
- ② 惠宗武（二）
- ③ 定宗堯（四）
- ④ 光宗昭（二六）
  - ⑤ 景宗伷（六）
    - ⑦ 穆宗誦（一二）
- 旭
  - ⑥ 成宗治（一六）
- 郁
  - ⑧ 顯宗詢（二二）
    - ⑨ 德宗欽（三）
    - ⑩ 靖宗亨（一二）
    - ⑪ 文宗徽（三六）
      - ⑫ 順宗勳（一）
      - ⑬ 宣宗運（一一）
        - ⑭ 獻宗昱（一）
      - ⑮ 肅宗顒（一〇）
        - ⑯ 睿宗俁（一七）
          - ⑰ 仁宗楷（二四）
            - ⑱ 毅宗晛（二四）
            - ⑲ 明宗晧（二七）
              - ㉒ 康宗祦（二）
                - ㉓ 高宗瞮（四六）
                  - ㉔ 元宗禃（一五）
                    - ㉕ 忠烈王昛（三四）
                      - ㉖ 忠宣王璋
                        - ㉗ 忠肅王燾（一七 復位八）
                          - ㉘ 忠惠王禎（一 復位五）
                            - ㉙ 忠穆王昕（四）
                            - ㉚ 忠定王㫝（三）
                          - ㉛ 恭愍王顓（二三）
            - ⑳ 神宗晫（七）
              - ㉑ 熙宗韺（七）

- ㉜辛禑 一三
  - ㉝辛昌 一
- ㉞恭讓王瑤 三 神宗七代孫

朝鮮王李氏世系

- ①太祖旦 在位七
  - ②定宗曔 二
  - ③太宗芳遠 一八
    - ④世宗祹 三二
      - ⑤文宗珦 二
        - ⑥端宗弘暐 三
      - ⑦世祖瑈 一三
        - 德宗暲
          - ⑧睿宗晄
          - ⑨成宗娎 二五
            - ⑩燕山君㦕
            - ⑪中宗懌 三九
              - ⑫仁宗峼 一
              - ⑬明宗峘 二二
              - 德興大院君岹
                - ⑭宣祖昖 四一
                  - ⑮光海君琿 一四
                  - 元宗琈
                    - ⑯仁祖倧 二七
                      - ⑰孝宗淏 一〇
                        - ⑱顯宗棩 一五
                          - ⑲肅宗焞 四六
                            - ⑳景宗昀 四
                            - ㉑英祖昑 五二
                              - 莊獻世子愃
                                - 恩彦君䄄
                                  - 全溪大院君瓇
                                    - ㉕哲宗昪 一四
                                - ㉒正宗祘
                                  - ㉓純祖玜 三四
                                    - 翼宗旲
                                      - ㉔憲宗奐
                                - 恩信君禛
                                  - 南延君球
                                    - 興宣大院君昰應

㉖四五 大王熙 明治三十年自稱帝

- 李公堈
- ㉗四 李王
- 王世子垠

日本より三韓へ遣したる使臣將軍其他姓名一覽表

姓名	國名	年代
葛城襲津彦（ソツ）	新羅	神功皇后十三年
斯麻宿禰（シマ）	卓淳（トクシュン）	同四十六年
宿禰臣波移（パヤ）	百濟	同
千熊長彦	新羅	同四十七年
荒田別鹿我	同	同四十九年
紀角宿禰、羽田矢代宿禰、石川宿禰、木菟宿禰、	同	應神天皇三年
平群木菟宿禰、戸田宿禰	伽羅	同十六年
磯田宿禰、賢遺臣（サカノコリ）	新羅	仁徳天皇十七年

竹葉瀬	同	同五十三年
●田狹	任那國司	雄略天皇七年
吉備海部直赤尾、日鷹吉士、田狹弟君、△同妻樟姫、伎歡因知利、堅磐固安錢	新羅	同
膳臣斑鳩、吉備臣小梨、難波吉士赤目子	任那日本府行軍元帥	同八年
紀小弓宿禰、△妻采女大海、大伴語連、小鹿火連、蘇我韓子宿禰、十紀大磐宿禰、△紀崗前來目連、△大伴津麻呂（談の臣）	新羅	同九年
筑紫安致臣、馬飼臣	高麗	同二十三年
同 鷹吉士	同	仁賢天皇六年
穗積臣押山	百濟（二十三年下哆利國司）	繼體天皇六年

物部連	伴跛	同九年
●近江毛野臣	任那	同廿一年
調吉士（伊企儺カ）	任那	同廿四年
大伴狹手彦、同磐	鎭任那	宣化天皇二年
●河內直	安羅日本府	欽明天皇二年
津守連	安羅	同四年
別的臣	百濟	同十四年
內臣（弓手の名手に莫奇委沙奇及筑紫國造あり）、佐伯連	同	同十五年
阿倍臣、佐伯連、播磨直	同	同十七年

紀男麿宿禰、河邊臣瓊缶(ニヘ)、蔫集(コモツノ)部首登弭、倭國造手彥、△調吉士伊企儺、△同妻大葉子	新羅	同　二十三年
大伴連狹手彥	高麗	同　同
坂田耳子郞	新羅	同　三十二年
吉士金子	同	敏達天皇　四年
吉士木蓮子(イタヒ)	任那	同　同
吉士譯語(ヲサ)彥	百濟	同　同
大別王、小黑吉士	宰百濟	同　六年
紀國造押勝、吉備海部直羽島、△達率日羅	百濟	同　十二年
難波吉士木蓮子	新羅任那	同　十三年
吉士金	新羅	崇峻天皇　四年

吉士木蓮子	任那	同
吉士磐金	新羅	推古天皇　四年
境部臣、穗積臣(副)	同	同　八年
難波吉士神(ミネ)	同	同
同　木蓮子	任那	同
大伴連囓(クヒ)	高麗	同　九年
坂本臣糠手	百濟	同
難波吉士德麿、船史龍	同	同　十七年
吉士磐金	新羅	同　三十一年
吉士倉下	任那	同
境部雄麻呂、中臣連國、河邊臣禰受、物部依網連乙等、波多廣庭、近江脚身臣飯蓋、平群臣宇志、大伴連大宅臣、	新羅	同

津守連大海	高麗	皇極天皇元年
國勝吉士水鷄	百濟	同
草壁吉士眞跡	新羅	同
坂本吉士長兄	任那	同
三輪栗隈君東人、馬飼連	同	大化二年
高向黑麻呂、中臣連押熊	新羅	同
三輪君色夫、山上掃部連角麿	同	五年
膳臣葉積、大上君白麻呂、坂合部連磐鍬、河内書首、大藏衣縫造麻呂	高麗	齊明天皇二年
佐伯連栲繩、難波吉士國勝	從百濟歸	同
阿曇連頰垂、下津臣傴僂(クツ)	同	同
阿曇比邏夫、河邊百枝臣、阿陪引田比邏夫臣、物部連熊、守君大石	百濟	同六年
狹井連檳榔(アヂマサ)、朴市秦造田來津	同	天智天皇元年
上毛野君稚子、間人連大蓋、巨勢神前臣譯語、三輪君[illegible]呂、阿部引田臣比邏夫、大宅臣鎌柄、△朴市秦造田來津、	同	同二手

△は殉難の士及び節婦 ●は不臣の者を示す 本表は百濟唐の亡す所と爲るに終ろ

元弘以前の外寇(正史に載せざるもの)

時代	外寇國名	來寇兵船の數
開化天皇十九年	新羅	十萬八千人
同 四十八年	同	二十萬三千人或云廿二萬三千人
仲哀天皇	——	二十萬三千人

神功皇后	新羅なるべし神功の時都て五回來寇さあり	三十萬八千人
應神天皇廿三年	新羅	二十五萬人
欽明天皇五年	同	三十萬四百余人
同　十三年	新羅百濟	船六萬隻
敏達天皇四年	新羅	太宰府より播州明石まで燒失す
推古天皇八年	同	四十三萬人
同　廿七年	三韓	八千人銕人之を率ふ（一説廿七年は新羅來寇すさ）
舒明天皇七年	—	船二萬隻對馬に寇す
天智天皇四年	新羅	二萬七千人（此年新羅百濟を亡す）
後一條天皇寛仁三年	刀伊	船五十余隻或云四十八隻
桓武天皇延暦六年	—	四十萬人

敏達の時の外は悉く筑紫にて撃退せり此等の軍及兵數頗る疑はしきものあれども暫く之を存す

維新以後日本より朝鮮に遣したる使臣略表

年	姓名	官名	地名其他
明治元年	宗重正	外國事務補	修交
二年	佐田伯茅	外務權大録	臨交 釜山草梁客舍
	森山茂	同　少録	
	齋藤榮	同　權少録	
	廣津弘信	同　屬	
三年	吉岡弘毅	同　少丞	同前滯留一年半
	森山茂		
	廣津弘信		
五年	相良正樹	宗の舊臣	使臣三年に同し
同	花房義質	外務大丞	春日明光の二艦に搭乘す
	森山茂	前に同し	
六年	廣津弘信	前に同し	使命を全ふせさるを以て此年大に征韓を論す
	森山茂		

七年	宗重正	征蕃役より外務大丞に復す	森山茂先發す
八年	森山茂 廣津弘信	理事官 副官	國書を携ふ
同	黑田清隆	特命全權辨理大臣	永宗島事件
九年	同 宮本小一	同 外務大丞	條約始て成る
十年	近藤眞鋤	管理官	釜山
同	花房義質	代理公使	京城
十三年	同	辨理公使	同
十四年	高島鞆之助 仁禮景範	陸軍少將 海軍少將	壬午の變
十五年	堀本禮造	中尉	韓兵訓練
十六年	竹添進一郎	辨理公使	牛場卓造井上角五郎韓國に聘せらる

十八年	井上馨 高島鞆之助 樺山資紀	特派全權大使 陸軍中將 海軍大輔	甲申變亂の談判
同	伊藤博文 西鄕從道	全權大使 副使	天津條約
十九年	高平小五郎	代理公使	京城
二十年	近藤眞鋤	同	同
廿三年	川北俊弼	同	同
廿四年	梶山鼎助	辨理公使	同
廿五年	大石正己	辨理公使	同
廿六年	大鳥圭介	特命全權公使	同
廿七年	西園寺公望	慰問大使	同
同	野津道貫	第五師團長	同

同	井上馨	公使	同
廿八年	三浦梧樓	同	同
同	小村壽太郎	辨理公使	同
廿九年	原敬	公使	同
同	加藤增雄	辨理公使	同
卅二年	林權助	全權公使	同
卅七年	伊藤博文	特派大使	韓皇慰問
卅八年	同	同	親書捧呈
同	同	統監	京城
同	長谷川好道	軍司令官	同
四十年	寺內正毅	陸軍大臣	視察

同	曾根荒助	統監	京城
四十二年	大久保春野	軍司令官	同
四十三年	寺內正毅	統監	同
同	同	朝鮮總督	同

金烏破闇光被八紘阜財解綱呵止横行維歳庚戌遇河之
清當仁不讓外藩致誠唯唯歸命克順克貞雪列聖恥不用
一兵大哉 帝德不殺天聲

維知八州千代田寳田 天皇馭宇四十三年秋九月

臣奥田一夫謹頌

明治四十三年九月廿五日印刷
明治四十三年九月三十日發行

著作權所有

朝鮮年代記
定價金五拾錢

著者 奥田一夫
東京市京橋區越前堀一丁目三番地

發行兼印刷者 合資會社吉川弘文館
東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地
代表者 吉川半七

印刷所 三原松印刷所
東京市京橋區本港町十三番地

發行所 合資會社吉川弘文館
東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地
電話本局六九七
振替東京二四四

[illegible]

イ×七
三一六

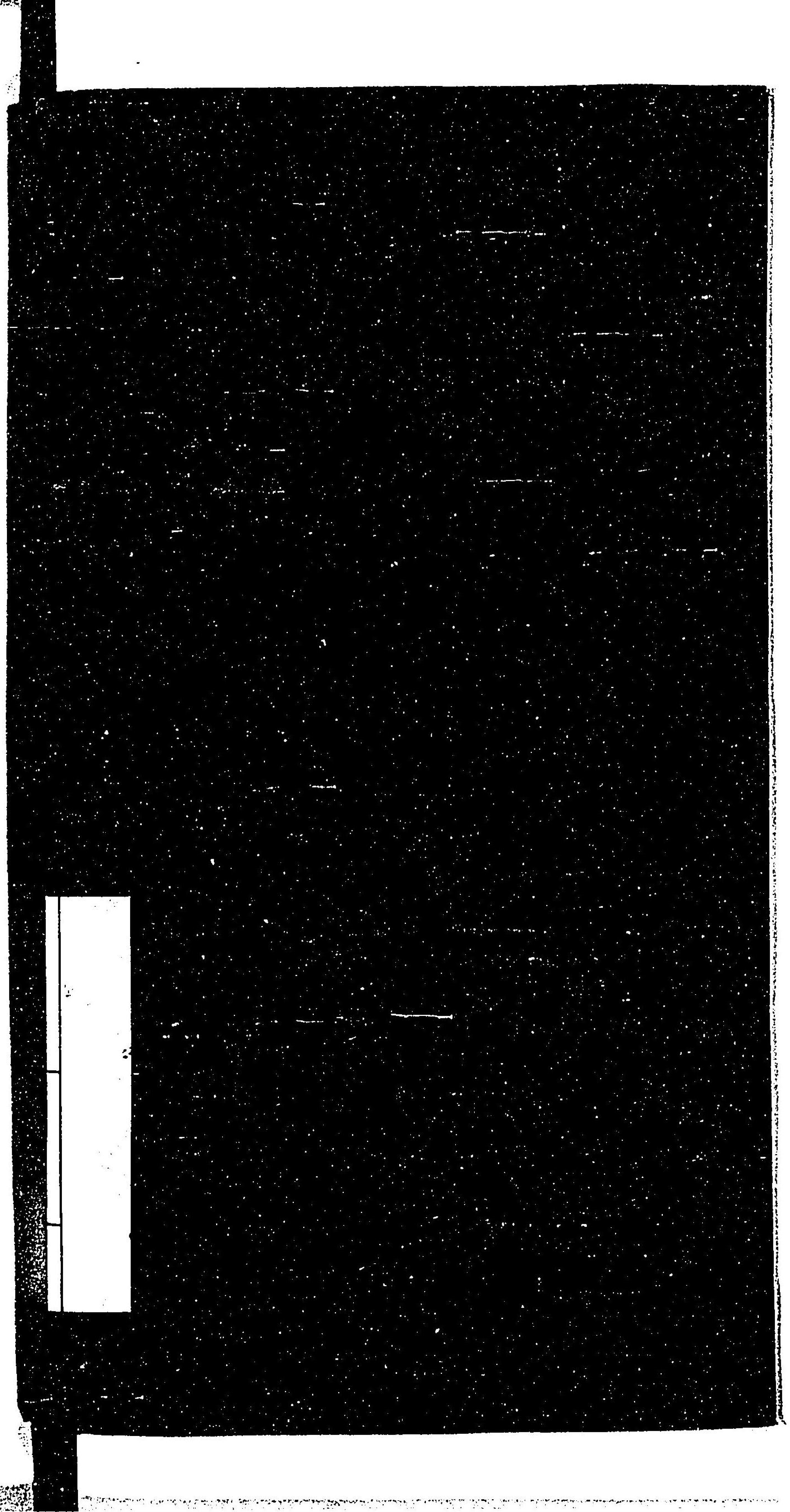

221.0032
0585太

003480-000-3

221.0032-O585t

朝鮮年代記

奥田　抱生／編

M43

ACC-2194